

平成 2 8 年 第 3 回 小 笠 原 村 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

○招集告示..... 1  
○応招・不応招議員..... 2



第 1 号 (9月8日)

○議事日程..... 3  
○出席議員..... 5  
○欠席議員..... 5  
○出席説明員..... 5  
○事務局職員出席者..... 5  
○開会及び開議..... 6  
○会議時間の延長..... 6  
○会議録署名議員の指名..... 6  
○諸般の報告..... 6  
○会期の決定..... 7  
○村長職務代理者副村長の発言..... 7  
○一般質問..... 8  
    清 水 良 一 君..... 8  
    安 藤 重 行 君..... 2 0  
    稲 垣 勇 君..... 2 8  
○散 会..... 3 2



第 2 号 (9月9日)

○議事日程..... 3 3  
○出席議員..... 3 5

○欠席議員	3 5
○出席説明員	3 5
○事務局職員出席者	3 5
○開 議	3 6
○会議時間の延長	3 6
○報告第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 6
○報告第 6 号の上程、説明、質疑	3 8
○報告第 7 号の上程、説明、質疑	4 2
○議案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 4
○議案第 3 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 6
○議案第 3 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 9
○議案第 3 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 0
○議案第 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 2
○議案第 4 0 号から議案第 4 5 号までの上程、説明、質疑、討論、採決	5 7
○議案第 4 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
○議案第 4 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 8
○認定第 1 号から認定第 9 号までの上程、説明、委員会付託	6 9
○決算特別委員会報告	7 5
○諮問第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 5
○発議第 3 号の上程、説明、採決	7 6
○閉会中の継続調査の申し出	7 7
○閉議及び閉会	7 7
○署名議員	7 9



小笠原村告示第12号

平成28年第3回小笠原村議会定例会を下記のとおり招集する。

平成28年8月26日

小笠原村長 森 下 一 男

記

1、期 日 平成28年9月8日

2、場 所 小笠原村議会議事堂

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（7名）

1番	清 水 良 一 君	2番	安 藤 重 行 君
3番	一 木 重 夫 君	4番	鯨 江 満 君
5番	杉 田 一 男 君	6番	稲 垣 勇 君
8番	池 田 望 君		

不応招議員（なし）

## 平成28年第3回小笠原村議会定例会会議録

### 議事日程（第1号）

平成28年9月8日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 報告第 5号 平成28年度小笠原村一般会計補正予算（第2号）（専決処分）
- 第 2 報告第 6号 出資法人の経営状況について
- 第 3 報告第 7号 平成27年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 4 議案第35号 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 5 議案第36号 小笠原村保育の必要性の認定基準に関する条例（案）
- 第 6 議案第37号 小笠原村保育所条例の一部を改正する条例（案）
- 第 7 議案第38号 小笠原村母島保育所条例の一部を改正する条例（案）
- 第 8 議案第39号 平成28年度小笠原村一般会計補正予算（第3号）（案）
- 第 9 議案第40号 平成28年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）
- 第10 議案第41号 平成28年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）
- 第11 議案第42号 平成28年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）（案）
- 第12 議案第43号 平成28年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）（案）
- 第13 議案第44号 平成28年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）
- 第14 議案第45号 平成28年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）
- 第15 議案第46号 公有水面埋立てに対する意見について（案）
- 第16 議案第47号 清瀬配水池建替工事請負契約の締結について（案）
- 第17 認定第 1号 平成27年度小笠原村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 認定第 2号 平成27年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第19 認定第 3号 平成27年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 認定第 4号 平成27年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第21 認定第 5号 平成27年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第22 認定第 6号 平成27年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第23 認定第 7号 平成27年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第24 認定第 8号 平成27年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第25 認定第 9号 平成27年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第26 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第27 発議第 3号 議員の派遣について（案）

出席議員（7名）

1番	清水良一君	2番	安藤重行君
3番	一木重夫君	4番	鯉江満君
5番	杉田一男君	6番	稲垣勇君
8番	池田望君		

---

欠席議員（なし）

---

出席説明員

村長職務代理者 副村長	渋谷正昭君	教育長	松本隆君
総務課長	セーボレー孝君	財政課長	江尻康弘君
総務課 企画政策室長	樋口博君	医療課長	佐々木英樹君
村民課長	村井達人君	環境課長	深谷雪雄君
産業観光課長	牛島康博君	母島支所長	湯村義夫君
建設水道課長	篠田千鶴男君	教育課長	持田憲一君

---

事務局職員出席者

事務局長	大津源君	書記	萩原佳代君
------	------	----	-------

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（池田 望君） おはようございます。

ただいまから平成28年第3回小笠原村議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時）

---

◎会議時間の延長

○議長（池田 望君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（池田 望君） まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番、清水良一君及び2番、安藤重行君を指名します。

---

◎諸般の報告

○議長（池田 望君） 次に、事務局長から諸般の報告をさせます。

○事務局長（大津 源君） ご報告いたします。

村長から、平成28年8月26日付小笠原村告示第12号をもって、本定例会の招集通知があり、8月31日付で議案12件、報告2件、諮問1件、9月6日付で議案1件、9月7日付で報告1件、認定9件の送付がありました。

次に、教育長から8月26日付で議会説明員出席者の通知がありました。

次に、村長から8月31日付で病気療養のため、今定例会を欠席したい旨の届け出があり、また同日、議会説明員出席者の通知がありました。

次に、村長職務代理者副村長から9月8日付で地方自治法第152条第1項の規定により、副村長渋谷正昭君が村長の職務を代理する旨の通知があり、また同日、議会説明員の変更通知がありました。

次に、議長池田 望君の出張等についてご報告いたします。

6月11日から14日まで、議員4名とともに、硫黄島訪島事業に参加しました。

6月15日、村長とともに掃海母艦ぶんどで開催された艦上昼食会に出席しました。

6月29日、村長とともに竹芝栈橋で開催された新おがさわら丸披露会に出席しました。

6月30日、全国離島振興協議会を訪問し、情報・意見交換を行ってまいりました。

7月1日、村長とともに第90回小笠原諸島振興開発審議会に出席しました。

7月26日、村長とともに環境省へ、小笠原諸島世界自然遺産の保全に係る母島の体制強化に関する要望を、総務省へ、基地交付金に関する要望を、防衛省地方協力局へ、特定防衛施設周辺整備調整交付金に関する要望を行ってまいりました。

同日、東京都町村議会議長会臨時役員会及び平成28年度第1回臨時総会に、また、村長とともに東京都町村会・東京都町村議会議長会合同会議に出席しました。

7月27日、28日、村長とともに「愛らんどリーグ2016」島じまん発表会及び開会式等に出席しました。

7月29日、平成29年度東京都予算編成に対する要望の実行運動に参加しました。

8月15日、議員4名とともに父島で開催の戦没者追悼式典に出席しました。

次に、小笠原村監査委員、稲垣直彦君及び鯉江 満君から7月7日付、7月29日付及び9月7日付で例月出納検査の報告がありました。

報告は以上です。

---

#### ◎会期の決定

○議長（池田 望君） 次に、会期についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日9月8日から9月9日までの2日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日9月8日から9月9日までの2日間と決定しました。

---

#### ◎村長職務代理者副村長の発言

○議長（池田 望君） 次に、村長職務代理者副村長、渋谷君から発言を求められておりますので、これを許します。

村長職務代理者副村長、渋谷君。

○村長職務代理者副村長（渋谷正昭君） 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

村長が病氣療養中のため、今議会を欠席することについて、村長にかわりましておわび申し上げます。

また、本日より当分の間、村長職務代理者として村長の権限を代理することとなりました。その責任は重大であり、誠心誠意職務を全うする所存でありますので、よろしくお願い申し上げます。

発言の機会をいただきまして、ありがとうございました。

○議長（池田 望君） 村長職務代理者副村長の発言は終わりました。

---

◎一般質問

○議長（池田 望君） これより一般質問に入ります。

一般質問のある議員は、順次挙手をしてください。

---

◇ 清 水 良 一 君

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） おはようございます。

今定例会、村長病氣療養中のため欠席ということですが、先日内地に緊急搬送されたということを聞きまして、非常に心配しましたが、その後、容体も回復しておられるということで一安心しております。

村長の不在の中、執行部の皆様、大変な部分もございますが、渋谷副村長のもと滞りのない村政を運営していただけるようお願いしたいと思います。並びに、今定例会一般質問においても、実りのある議論をしていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

今回は2点ほどお聞きしたいと思ひております。通年、エネルギーについて質問をさせていただいてきております。今回もそのエネルギーに関して、細部にわたって今後村がどういう方向で行くかということをお聞きしたいと思ひます。

まず、第1点としましては、各施設での節電に対する具体的な施策についてお伺ひしたいと思ひます。

2点目は、村内交通網の将来ビジョンについてということをお聞きしたいと思ひております。これについては、昨年のCOP21で採択され、パリの協定を受け、今年の5月13日に閣議決定された地球温暖化対策計画ということで、2030年には、2013年に対し26%の削減計画がうたわれています。地球温暖化の影響、気候の変動、台風や、そしてある場所では干ば

つ、ある場所では豪雨ということで、非常に予断を許さない部分かと思います。そんな中で、当村においては、世界自然遺産でもあり、こういう離島の政策というのは何かをやることによって非常に結果が出やすいです。世界から見てもリーダーシップをとれるような形で施策を組んでいったらいいのではないかと考えています。

まず、第1点の各施設での節電に対する具体的施策について、前回、一般質問においてもエネルギービジョン推進について質問しました。節電については全職員で節電に取り組むという回答をいただいております。しかし、性格の違う多様な施設において、施設ごとに節電の施策が違ってくると思われます。

初めに、平成27年度の施設別電気使用量及び金額についてもお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

あとの質問については自席で行いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（池田 望君） 村長職務代理者副村長、渋谷君。

○村長職務代理者副村長（渋谷正昭君） 清水議員の村の各施設の節電に関するご質問ですが、具体的な数字などのご質問でございますので、担当課長より答弁させていただきます。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 清水議員のご質問にお答えいたします。

村有施設の電気使用量及び電気料についてお答えいたします。

まず、使用量の多い村有施設の9施設につきまして、平成27年度の総使用量と電気料金について申し上げます。村役場の本庁舎が13万キロワットアワーで340万円、情報センターが12万キロワットアワー、270万円、地域福祉センターが17万キロワットアワー、460万円、小笠原村診療所、父島でございますけれども、43万キロワットアワー、660万円です。扇浦浄水場が16万キロワットアワー、350万円です。父島し尿処理場が27万キロワットアワー、530万円、クリーンセンターが35万キロワットアワー、730万円です。小笠原小・中学校が13万キロワットアワー、360万円、母島小・中学校が14万キロワットアワー、340万円、このようになっております。

年を追っての使用量の推移につきましては、お手元に配付しております資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） ありがとうございます。

9施設で計算すると大体4,000万円ぐらいのお金がこの電気使用料として払われているというのがわかるんですね。この9施設の各施設の性格は違いますので、施設ごとの具体的な施策をお伺いしたいということと、施設で最も電気使用量の多いものというのは空調とかエアコンが大きいと思うんですが、このエアコンの温度設定というのは決められているのか、何も決めていないのか、何度ぐらいなのかということのもあわせて、よろしければお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 初めに、総務課所管の施設についてお答えいたします。

役場の本庁舎につきましては、前回お答えしました内容とも同じになりますけれども、照明設備を必要最小限に間引いたり、使用しない箇所の照明を小まめに消灯したり、あるいは空調機の使用時期や使用時間の短縮等に取り組んでおります。実態は、これ以上の節電はできないぐらい厳しいところまで対処しております。

次に、情報センターにつきましては、テレビ放送やインターネット接続サービス事業に要する機器、これらにつきましては、現状では節電できる要素というものはございませんが、情報センターの利用者がいない場合は空調を切るなど節電には小まめに努めております。

引き続き節電について全庁的に取り組んでまいりますので、ご理解をお願いします。

最後のクーラーの設定温度ということがありましたけれども、村としましては27度をクーラーの設定温度としております。本庁はそうですけれども、支所等にも周知徹底するようにお願いしております。

総務課所管の施設につきましては、今お答えしたとおりでございます。その他の施設につきましては、所管課長のほうから答弁させます。

○議長（池田 望君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 村民課所管の地域福祉センターにつきましては、指定管理者である社会福祉協議会、また高齢者在宅サービスセンターとして運営をしております明老会、ダイルーム、事務室も含めて、この2つの団体の職員の方々に、村役場、本庁の取り組みと同様な形で日々の節電に努めていただいているところでございます。

地域福祉センターの電気使用量につきましては、各年度の利用者数、利用内容等による変動があろうかと思っておりますけれども、平成27年度の使用量が増加したということにつきましては、ショートステイの受け入れ日数が前年と比べて50泊ほど増えたということで、土日の日中、50泊の期間、日中夜間電気を使用するということが増えてということが主な要

因でございます。

後段の空調の温度設定につきましては、事務室、あるいは背後にある3つの会議室等、それを使用する際につきましては、やはり本庁と同じように27度以上に設定するというところで行っております。また、高齢者のデイルームにつきましては、高齢者の方々が生活をされる場でございますので、高齢者の方の体調を考慮した上で、その気候、温度に合わせ設定を行っているところでございます。

これら、先ほど言いましたショートステイですとか、そういった事業量の増加に伴う電気使用量の増加というのはございますけれども、通常のセンターの電気使用量につきましては、社会福祉協議会、明老会とも協力して、今後も引き続き節電に努めてまいりたいと考えております。

○議長（池田 望君） 医療課長、佐々木君。

○医療課長（佐々木英樹君） 父島の診療所、複合施設の電力使用について答弁させていただきます。

東日本大震災を機に、事務所や廊下の蛍光灯を間引いたり、部屋を退出する際には消灯を徹底したり、空調では温度を統一するというところを、職員の節電意識を高めて、節電の強化に努めております。

しかしながら、今回、平成26年度と平成27年度の電気使用量の比較をしますと、17%も増加しております。その要因としましては、複合施設が完成して6年がたっておりますので、施設のところどころに故障が生じてきております。その一つは太陽光パネルの故障が考えられております。その故障は平成27年度に判明しまして、幾度か修理等をしております。今年度の当初にも、その故障した部分のパネルを交換等行っておりますが、その後にもまた別なところで故障が生じていて、現在では本当にわずかながらの発電をしているというところがございます。今後は、太陽光パネルが常に発電できるような体制を維持し、職員への節電に対する意識についても継続させて、電力使用量の減少に努めてまいりたいと考えております。

空調の温度設定につきましては、総務課長からも話がありましたが、職員が執務する場については27度、それ以外、診療所につきましては医療機器等がありますので、それについては適宜の温度設定をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（池田 望君） 建設水道課長、篠田君。

○建設水道課長（篠田千鶴男君） 次に、浄水場でございます。新扇浦浄水場は1年の実績し  
かなく、単純に旧浄水場とは比較はできませんが、新しい施設になったことと、あと日中  
は太陽光発電の電力を併用し、省エネルギー化を進めております。また、平成27年度は新  
しい浄水場の電気使用量と太陽光発電の電気使用量を加算しても、旧浄水場電気使用量を  
超えない数値が算出されております。平成26年度と比較しまして約7%の減となっております。  
引き続き電気使用量が削減できるよう工夫を行ってまいりたいと考えております。

次に、父島し尿処理場ですが、平成26年度の電気使用量が32万キロワットアワー、平成27  
年度は27万キロワットアワーで、電気使用量が減っているかに見えますが、平成27年10月  
ごろから施設の補修の関係で、2系統処理を1系統にしたため電気使用量が下がったとい  
う結果になりました。

今年度から計画的な施設の更新がございます。設備機器、照明器具等については省エネ  
ルギー化を念頭に施設更新を進め、電気使用量の削減に努めてまいりたいと考えております。

3番目としまして、父島クリーンセンターでございます。父島クリーンセンターの電気使  
用量は総体として減少傾向が見られますが、ごみ質の変動、設備機器の改良更新、効率的  
な燃焼管理、適切な予防保守の実施等の複合作業の結果でございます。引き続き電気使用  
量の削減に努めてまいります。

今後、単純焼却から脱却に向け、ごみ総量減、リユース、リサイクル、ごみ資源化等を推  
進することで、焼却ごみを減少し、極小規模の単体焼却炉などの移行や広域処理を視野に  
入れた取り組みを推進し、特に焼却量減少に欠かせない父島クリーンセンター整備との整  
合を図りつつ総合的な循環の輪をつなぎ合わせて、電気使用量の削減を行っていきたく  
と考えております。

先ほどの空調の温度の設定でございますが、執務室のところにつきましては27度で設定し  
ております。ただし、設備機械、キューピクルとか制御盤があるところについては26度前  
後で対応を行っています。そのときの状態によって温度設定をさせていただいております。

説明は以上です。

○議長（池田 望君） 教育課長、持田君。

○教育課長（持田憲一君） 小・中学校における節電に関する具体的施策について答弁いたし  
ます。

お手元の資料にもございますが、平成27年度の小笠原小・中学校の電気使用量は、平成20  
年度に比較して約1%の増加ということで、ほぼ横ばいとなっております。この間の学校

教育の環境変化としましては、パソコンをはじめとする情報端末や映像素材の利用など、ICT、情報通信技術の活用が進められています。これに伴い、学校における電気使用量も増加傾向にありますので、電気使用量に変化が見られないということは、実質省電力の取り組みの成果があらわれているものと考えております。

次に、平成27年度の母島小・中学校の電気使用量に関しては、対平成20年度比で32%の増加となっております。この顕著な増加は、平成25年度に生じた太陽光発電設備の不具合により発電量が減少したことが主な原因です。太陽光発電設備については、その後、不具合箇所の特定や調整等を行ってまいりましたが、抜本的な解決には至っておりません。

なお、不具合の主原因となっているパワーコンディショナー、これは直流から交流への電力変換器になりますが、そのパワーコンディショナーにつきましては、今年度中に交換工事を行う予定になっております。

村立小・中学校につきましては、これまでも良好な教育環境を維持しつつ、省電力の取り組みを進めてきております。

設定温度につきましては、教育委員会からの指示は特にしておりませんが、さらなる改善についても今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） 各担当の課長から、全職員挙げての取り組みが伝わってきました。ありがとうございます。

まず、お聞きしたいのが、空調の温度設定ですが、インターネットで内地の状況を調べますと、ほとんどの大手のビルやそういったところの管理の中では、設定温度を28度になっているようです。1度上げると大体13%の節電になるというような情報が出てきます。快適に過ごすために空気を回すようなことをしていたりとか、いろいろなことにトライしているようですが、温度設定については今後とも検討していただければ、より節電になっていくのではないかと思います。2030年に向けて26%の減ということになりますと、やはり何かトライをしていかないと、なかなか難しい部分ではあると思います。

もう一つ聞きたいのが、機械のほうですね、この機械というのが一体どのぐらいの温度でどういう管理をしていったらいいのかというのが、見えてきていないんですが、クリーンセンターの設備のほうでは26度ということをお伺いしましたが、情報センター及び診療所のほうは何度ぐらいに設定されているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 最初に質問のありましたクーラーの温度設定についてでございますけれども、小笠原村では現在27度で設定しております。東京都の地球温暖化防止活動推進センターというところでは、東京都では28度を、冷房の設定温度の目安ということであっておりますけれども、当村では27度で周知徹底をしている状況です。今後につきましても、引き続き小まめにクーラーを消したりとか、あるいは今後省エネ型のクーラーを順次導入していくというような対策を行いながら、節電には取り組んでまいりたいと思います。

○議長（池田 望君） 医療課長、佐々木君。

○医療課長（佐々木英樹君） 診療所の医療機器に関しての温度設定ですが、部屋の規模とか、あと人の出入りの回数とか、そういうところもありますが、具体的には大体25度ぐらいを設定しております。状況によってはそれ以下にする場合もありますが、機器の管理ということがございますので、その辺は適宜対応しております。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 失礼しました。情報センターの機械を設置してある箇所の温度は、23度で設定しております。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） 今、情報センターが23度ということですが、何度じゃなければいけないとかと、そういう指示があるのかどうか聞きたいんですけれども、それはどうでしょうか。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 経験的と申し上げればいいのか、それ以上に温度を設定すると機械に支障が生じるということも実際にあったので、現在23度に設定しているということでございます。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） ありがとうございます。

それと、今回扇浦浄水場、それから父島し尿処理場、かなり電気の使用量が減っているということで、いい浄水場ができたのではないかと改めて感じるんですが、このし尿処理場で、今1系統で賄っていて、それで電気がすごく減っているということですが、1系統でも大丈夫なんですか。

○議長（池田 望君） 建設水道課長、篠田君。

○建設水道課長（篠田千鶴男君） 平成12年度に、今後の人口増、観光客増における流出汚水の増加を見越して2系統の施設を増設しております。処理人口が2,200人、最大処理量が1日当たり1,400立方メートル、その対象の地域処理施設ということで整備されております。清水議員のご指摘のとおり、現在1系統で処理を行うことはできますが、今最大の処理能力で対応を行っています。今後、人口の増加で流出汚水の増加、あと余裕を持った施設の運用、あと設備機械等のトラブルが発生した場合の対応として、2系統処理施設の利用が必要とされております。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） ありがとうございます。

必要最小限ということで、必要なものは回していかないといけないと思いますが、人口の増減幅、季節によっても変わってくると思うんで、1系統で賄えるときは1系統にしていけば、電気の使用量が減ってくるのかなと感じたんですが、2系統にしてもそういう運営方法というのはできるんでしょうか。1系統にしたり、2系統にしたりということで選んでいくことはできるんでしょうか。

○議長（池田 望君） 建設水道課長、篠田君。

○建設水道課長（篠田千鶴男君） 電気の使用量に関しては1系統ではいいんですけども、施設の運用として水質の管理のためにはやはり2系統でやらないと、施設がうまくいかないということです。例えばたくさん的大雨が降った場合の処理とかという場合は必ず2系統でやらないといけない施設でございます。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） ありがとうございます。

やはり水質をよくして出さなければいけないと思いますので、必要な量は使って、そして必要のない部分は削減していくという形がいいと思います。

もう一点、小・中学校ですが、子供たちに環境教育という意味で、今後島自体がそういうエネルギーのことや節電のことを考えていかなければいけないと思うんですが、子供たちも含めた形で節電や、どこにエネルギーを使っているのか、そういったことを考えられるような教育の仕組みみたいなものも考えていただきたいと思うんですね。ちなみに、エコワットという、その電気量、例えば自分たちの部屋のクーラーがどのぐらい使っているとか、はかれる機械もあるようなので、そういったものも含めて検討できるかどうか、お

伺いしたいと思います。

○議長（池田 望君） 教育課長、持田君。

○教育課長（持田憲一君） 今のご提案ですけれども、教育課程の編成のときに、そういったことも考慮しながら、今後対応できるところは対応していきたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） ありがとうございます。

細かいことを言うようですが、父島の小学校では、空調の室外機が南側のひなたに置いてありますが、あるインターネットの情報では、それをただ日陰にするだけで何%か忘れましたが、かなりの節電になるようです。本当に13%減るのかどうかというのも非常に興味深いところなんです。そういったことも含めて、子供たちと一緒にあって一体どうなっているのか、そして何度にするとういようなのかということも含めてやっていただけるとありがたいと思います。

ちょっと時間が迫っていますので、もう一点、村内交通網の将来ビジョンについてということで、当村においては自然共生アイランドということをやっております。そして、自然と共生するための10カ条というものが小笠原カントリーコードに示されています。

この中の9条に、移動はできるだけ自分のエネルギーを使うとうたっております。実際、今の移動手段というのはマイカーに頼る形になっております。実際、ガソリン使用量がこの当村においてどういう推移をしているのか。

また、自分のエネルギーということになりますと、歩きや自転車、公共交通の利用が考えられるわけですが、観光客や、もちろん島民を含めた推進を考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（池田 望君） 環境課長、深谷君。

○環境課長（深谷雪雄君） ご質問にお答えします。

小笠原カントリーコードにつきましては、自然環境の保全と適正な利用を目的に「小笠原を訪れるみんなのルール」と題して、平成11年に環境省が定めたものです。法律的な根拠ですとか強制力を持つものではないんですけれども、今おっしゃったような、移動はできるだけ自分のエネルギーを使うという項目についても、村民も含めた一人一人が心がけることが望まれる理念だというふうに考えております。

そのようなことから、昨年も村民だよりにおいて、日常の交通手段において、車に乗らずに徒歩や自転車に変えることでエネルギーの節約、CO<sub>2</sub>の削減、さらには健康維持につながりますといったようなお知らせはしているところです。

ガソリンの使用量ですけれども、島内の販売実績として数字が把握されている平成23年度以降の数字が手元にございまして、平成23年度が約60万リットルというところから、毎年微増しております。平成27年度はそこから少し減少して、およそ年間64万リットルというような使用量になっております。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） 平成23年度から平成27年度までの数値をいただきました。この辺の微増というんですか、この間、日本の内地のほうでのガソリンの使用量というのは結構減らしているようですが、当村においてはどんなことでこういう数値が出ているのか、その辺の見解がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（池田 望君） 環境課長、深谷君。

○環境課長（深谷雪雄君） この数字、どういうふうに出ているかということに関してですけれども、実際の販売実績から出ている数字として把握しているものなので、どういう要因で増えてきたかとかというような分析はまだこちらのほうではできておりません。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） この数値を見た限りでいいますと、やっぱり世界自然遺産になってからかなり民間が車を増やしたのではないかなという気がします。陸のガイドが増えましたので、どうしても陸を走るということになります。この、平成23年、平成24年の間はかなり観光客が増えて、投資があったのではないかと。車が増えて。ただし、平成25年、平成26年、平成27年は観光客は減少しているんですが、1回車を買ってしまうと使わざるを得ないということになっているのではないかなという気がします。

私、内地に出張に行くようになってかなり歩くことがあります。1日に大体三、四時間ぐらい歩くわけですが、小笠原ではほとんどドアツードアという形で、歩く距離がものすごく短くなってきています。不思議なことに内地に行くと体の調子がよくなってくるということも含めて、歩くということが健康と正比例するという調査の結果も出ているんですが、生活習慣病ということと言われるように、恐らく、マイカーに乗るという習慣ができてしまっていると思うんですね。バスを利用したり、歩いたりすることは習慣をつけないといけないと思うので、その辺について、バスの利用の促進についてお伺いしたいん

ですが、いかがでしょうか。産業観光課、牛島課長にお願いしたい。

○議長（池田 望君） 産業観光課長、牛島君。

○産業観光課長（牛島康博君） 村営バスの利用促進についてでございますが、7月より一日乗車券を700円から500円に下げまして、実際、7月、8月と終わりました、そのデータをとってみますと、割と利用される方が多かったです。金額でいいますと、平成27年度と比較しまして5万2,450円、平成27年度と比べて2.1倍ぐらい利用者数が増えております。利用されている方は観光客だと思われそうですが、先ほど清水議員がおっしゃられましたように、村民の方はほとんどドアツードアということですので、いかに村民の方にバスに乗っていただけようにするかというようなことについては、担当課のほうでもこれから少し検討していきたいなと思っております。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） この夏に、700円から500円に変えたということで、販売数がかなり上がって、大人券が182枚、これ今までの700円の場合の1年分の枚数みたいですね。これ、すごいきっかけができていないかと思いません。

そんな中で、島民や観光客にさらにアピールする上で、小笠原で観光の目玉の一つとしてサンセット、夕焼けを見るということは、魅力があるものだと思います。現在、サンセットといいますと、三日月山の展望台まで行かないとなかなか見られない、まちの方たちは見られないんですが、お年寄りになりますと歩いていくというのがかなりハードなこと、そしてまた島民にとっても、サンセットを見ながらビールを飲むというのも車で行くとなるとなかなかそれもできないということで、サンセットの魅力が減っているのではないかと思うんですね。そんな中で、ちょうどバスが運行している扇浦のエリアでは、サンセットポイントもかなりあります。バスでサンセットビールを飲もうじゃないかとか、そんなような宣伝をされたら、よりそういう癖づくりができるんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（池田 望君） 産業観光課長、牛島君。

○産業観光課長（牛島康博君） ご質問にありましたサンセットバスの運行につきましては、季節にもよると思うんですが、現在の運行ダイヤで扇浦から境浦の間になると思うんですが、その路線上で夕日が見られるポイントがあることを、一日乗車券とあわせて広報することが村営バスの利用促進につながるということであれば、検討したいと考えております。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） 前向きなご意見ありがとうございます。

それでは最後に、節電やそういう癖づくり、これ、島民とともにやっていかなければいけないものだと思います。村の施設も結局島民が使っているということで、一度、クリーンセンターのナイス・パワー・テクノの社長とお話ししましたが、ごみが多くなればどうしても電気量が増えると。ごみが減っているときはかなり電気量が落ちるというようなことも言っています。島民とともにごみを削減したり、そういったことが重要になってくると思います。できれば、全職員というよりも全島民が自分たちの使っている施設で今月はどういう電気量だったのか、どれだけ使っていたのか。去年に対してはどうなったのかというのがわかるような形で、村民だよりとかそういうところにエネルギービジョンコーナーみたいなものをつくっていくということは可能なのか、最後に副村長、総務課長、お聞きしたいと思います。

○議長（池田 望君） 村長職務代理者副村長、渋谷君。

○村長職務代理者副村長（渋谷正昭君） 島内のトータルの電気量ということでは、村民だよりで、例えば貯水量を毎月表示していますから、そういうことが可能かどうかは担当に考えてもらえればいかと思います。

今の2つの節電、それからカントリーコードを通した歩く習慣とか、今日は村長が欠席でございますので、私の所見として申し述べさせていただきますと、自分自身も以前東京事務所において、歩く機会が多かった。清水議員と同じです。帰ってきてからは、雨の予報とかそういうときだけは車ですがなるべく役場には歩いたり自転車で行こうというような心がけをするようになりました。また、家族が進学等で今ひとり暮らしをしている中で、電気代を自分で見るようになりましたが、4人が1人になったから4分の1になるかというところとそうはいかなくて、空調とかそういったものはどうしても使います。それでも3分の1以上は節電できます。私1人だと余り使わないというところがあるんだと思います。何をきっかけにするかというのは、地球環境という大きなところから考える場合、それから一部ありました健康づくりから考える部分、いろんなことを一つのきっかけにして、節電であつたりエネルギー使用量を削減するというのを、職員の心がけだけではなくて、島民への投げかけとして何かできるか考えてみたいと思っています。

村民課では、来月号でウォーキングのお知らせをするというのがあります。それから、今年はお出しませんでした。環境課では環境省と連動したようなライトダウンキャンペーン

みたいなことを村民だよりに載せたりとか、そういうこともしていますので、村民だより、ホームページ、いろんなことを使いながら村民への投げかけというのを考えてもらうように、各担当には指示をしていきたいと思います。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） ありがとうございます。前向きなご意見ありがとうございます。

ぜひ、今後とも職員の皆さん、心がけていただきたいということもありますが、プラン・ドゥー・シーというように、計画して行動して、見られる場所というのは、数字だと思います。今回もソーラー発電が壊れていたことが、後からわかったこともあります。自分らが使っていて常に見ていると、おかしいというのはすぐわかってくるわけですが、とにかくプラン・ドゥー・シーのシーの部分で、職員が見られる数値を今後島民全員に出していただくような仕組みをお願いしたいということで、一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

---

◇ 安藤重行君

○議長（池田 望君） 次に、安藤重行君。

○2番（安藤重行君） 2番、安藤です。

今回の議会に村長の姿がないのが大変残念なことと思います。7月に内地へ行くときに同じ船だったので、そのとき、結構元気な姿を見ていたものですから、その後、急患で運ばれたということで、いろんな臆測が島民の方から聞こえてきましたので、大変心配しました。何とか元気で帰って来られそうだとということで、安心もしましたし、お見舞いを申し上げます。

村長の答弁がないのは寂しいんですけども、質問に入らせていただきます。今回は3件質問させていただきたいと思います。

1点は、今年、参議院選挙と東京都知事選挙がありました。特に、国政選挙についてお伺いしたいと思います。

まず、村の選挙管理委員会での住民への広報はどのような形で行われたのかを伺いたいと思います。この後は自席でお願いします。

○議長（池田 望君） 村長職務代理者副村長、渋谷君。

○村長職務代理者副村長（渋谷正昭君） 安藤議員のご質問ですが、選挙の広報等の質問でございますので、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 安藤議員の選挙の広報につきましてお答えいたします。

選挙実施の際に、当村の投票所で投票するためには、該当する選挙の選挙権を有するとともに、当村の選挙人名簿に登録されていることが必要となります。選挙人名簿への登録は3カ月ごとの定時登録、各選挙の選挙時登録の際、転入の届け出をした日から3カ月が経過していることが必要要件となっております。

本年7月に行われました参議院選挙の場合、選挙時登録が6月21日に行われましたので、4月に転入した方々は当村の選挙人名簿には登録されず、前住所地の投票や不在者投票ということになります。

当村では、4月に転入する方々が多く、またもともと村内に住所登録されている方の中にも、通院や仕事などで選挙期間中、長期にわたり村外に滞在する方もおります。このことから、選挙管理委員会では選挙ごとに村の広報紙村民だよりに選挙の実施、選挙権の有無のほか、直近に転入された方や選挙期間中に村外に滞在する方々への不在者投票の案内もあわせて行っております。特に不在者投票を行うに当たっては、内地と郵便の行き来の日数がかかることを考慮して、臨時の村民だよりで選挙特集号を発行し、これらの手続が間に合うように定期便の出港日など具体的なタイムリミットも示して村民へ広報をしております。今後も、引き続きこのような形で選挙ごとに対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） ありがとうございます。

6月13日付で村民だよりが発行されていましたが、これを私も上のほうとか自分に関係するところしか見ていなかったのですが、結構細かく書いてあるなというのが実感です。ただ、これを見ていない人が結構多いのかなというところがあります。私も以前、内地にいたときの、村長選挙のときに、村の選挙管理委員会と、それから、内地にいたときの区の選挙管理委員会にお願いして、投票したのですが、扱っていただいたその日に投函していただかないと間に合わないということがありました。そういう経験もしましたので、こういうのは当然自分自身でやるものだと思っていたんですが、新しく4月に来た人には、船でやりとりしなければいけないという状況がわからないのかなというふうに思います。私のところへ相談に来られた方も、ぎりぎりになってから慌ててどうしようとなったのかなというふうに思います。こういった方にもできるだけ選挙に参加していただきたいという気持

ちがあります。一人でも選挙に参加していただけるように、こういったことも、行政サービスで行うべきではないかというふうに考えています。

行政サイドとしては、広報しているのだから、読んでもらえなければ打つ手もありませんと思うのかもしれませんが。しかし、選挙しようと思っても、選挙に参加できないというのは、権利の放棄を余儀なくさせられることにもつながりかねません。ご自身の意思で投票しないということとは違うと思います。ただでさえ、選挙離れというのが多い昨今、一人でも多くの方に選挙権の行使をしていただくことが重要だと考えています。

特に今年から18歳以上の選挙権が施行されました。このことがいい意味合いで大人への選挙権行使の見直し、あるいは子供たちが選挙をするのに自分たちが放棄するわけにはいかないと、ふと、我に返った方も多くいたのではないかと思います。

選挙権というのは国民の権利としてあります。それが行使できないのは至って理不尽なことだと思います。憲法の理念に反するものです。やはり一人でも多く国民の権利を行使していただくために、行政としてもう一つ踏み込んだ選挙広報を仕掛けていただきたいなと思います。今までは選挙広報を村民だよりや、今回のように特別に選挙広報を出しているということでした。それは当然やらなければいけない広報、公の報という、つまり公職選挙法第6条にうたわれているように、選挙に関する啓発。周知、この第1項に、「市町村の選挙管理委員会は、選挙が公明かつ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、」、その後いろいろと書いてありますが、その後、選挙に関して必要と認める事項を選挙人に周知させなければならないというふうにもあります。

こういったことから、行政としてもう一つ踏み込んだ選挙広報を仕掛けていただきたいというふうに思います。選挙は毎年あるわけではありません。臨時的に今回の東京都知事選挙のように突然とか、そういう場合はいたし方ない部分があるだろうと思いますが、選挙が事前にあることがわかっているときに限っては、転入届を出した方にお知らせを配ったり、また4月に転居された方がいる官公署とか学校、事業主などに対して、選挙間近に再度職員あるいは従業員に対して、選挙の行使を促すための啓発や周知を充実させてもいいのではないかというふうに思います。今後の対応として検討していただきたいと思いますが、所見をお伺いしたいと思います。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 選挙に関する啓発あるいは周知ということでございますけれ

ども、具体的な例も出していらっしやいましたけれども、村のほうでは選挙が近づき、また転入者が多い時期には内地のほうからかなり問い合わせがありまして、そのときには具体的に船便のことも含めて懇切丁寧に説明をしております。また、先ほども申し上げましたように、村民だより、必要に応じて臨時号も発行しながら周知徹底をしております。また、どこからでも広報が見られるようにホームページにも村民だよりを載せております。引き続き選挙についてはこのような形で対応してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） 選挙権というのは権利を行使するのは我々住民ですが個人の意識が低かったり、いいかげんでいいわけではありませんので、住民一人一人が自覚をして、選挙に参加することが一番求められるということは言うまでもありません。それが大前提であると申し上げますが、とにかく一票の重みをより大切に、今後の選挙に一人でも多くの方が参加していただける基礎をつくっていただけたらなというふうに思いますので、その辺のことをお願いしておきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2番目の防災訓練に伴った津波の緊急避難についてお伺いしたいと思います。

9月1日に防災訓練に参加させていただきました。その際、いろいろと見て回りました。その中で不備な点が見つかりましたので伺いたいと思います。

例えばクラブハウスから避難する場合の避難経路を確認しましたが、避難所と指定している小笠原高校への都道からの入り口の表示がありませんでした。島民ならみんな知っているだろうと臆測で判断するのは禁物かなと思います。車で走ったりしている方については知らない方が意外と多いということにも気がつきました。

これは島民だけの問題ではないなということもあります。観光立島として成り立っている小笠原へは、多くの観光客の方々が来島されます。そういった方々への安全の確保と配慮が大変重要ではないかと思うわけです。また、避難所入り口がどの方向にあるのか、何メートル先にあるのかなどの誘導表示というものもありません。こういった危機管理を充実させて徹底してこそ、防災に強い地域になるのだらうと思います。

昨年、ハザードマップの件でも質問させていただいたときに、村長、副村長から、まだこれから精査していくことで、不備を見直し、対応していくと言われました。それで、この1年間の精査状況や今取り組んでいる状況はどのようになっているのか、進捗状況等をお聞かせいただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） まず、9月1日に実施しました本年度の防災訓練につきましては、防災関係機関、村民合わせて800人近い方々に参加いただきました。この場をおかりしまして参加いただいた方々にお礼申し上げたいと思います。

今回の訓練で指摘されました課題等につきましては、今後精査をして改善に努めてまいりたいと思います。

防災に関する直近の対応としましては、本年5月に津波対策の推進に関する法律の規定に基づき、小笠原村津波避難計画を作成しました。この避難計画では、津波による人的被害を可能な限り軽減するため、村民や滞在者が津波避難所または高台に短時間で到達できる避難経路や津波緊急避難路を設定、あるいは指定しております。

安藤議員指摘の地域福祉センターから高校へ上る歩道は、津波緊急避難路の一つであります。しかし、現地にはその入り口の表示がなく、防災上改善が必要であると、そのような指摘でございました。

村の津波避難計画では、そのほかにも津波緊急避難路として指定している箇所があります。それらの箇所の標識設置も課題であると認識しておりますので、今後、設置に向けて具体的な検討をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） 1カ所だけではなく、何カ所もあるところなので、ぜひその辺は早急に対応しなければいけないのではないかと考えています。

住民一人一人が自分の置かれた状況からどこへ逃げるのかというシミュレーションを、常にしていくことが、とっさのときに勝手に体が動くことにつながります。それが生きることへつながる一歩だと考えています。私自身も常日ごろから父島、母島のそれぞれの地域ごとのシミュレーションを、事あるごとに実施しています。実際に歩いてみたりもしています。その中で解決しにくい事案なども浮き上がってきています。例えば先ほど申し上げました入り口のところですが、穏やかなカーブや急カーブの三差路にある避難誘導路入り口がある場合、海側から渡る方法を考えていかなければいけない。歩道の設置や赤灯の設置など、津波時に車に乗っている方々は急いで避難するために、スピードを出すということになるかと思えます。そのために避難している方が交通事故で亡くなられたのでは本末転倒と言わざるを得ませんので、そのようなことが起こらないようにどうすればいいのか。

考えていかなければならない点が多くあります。まだまだ解決していかなければならない事案だと思います。これらを踏まえていろんな検討をしていく必要があると思いますが、所見をお願いします。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 当村の場合は、近地地震による津波は二十数分で来襲すると想定されており、高台への迅速な避難が必要となります。以前、奥村の社会体育施設から高校へ上る津波緊急避難路へ最短で行ける方法として、都道の歩道に設置されている防護柵に開口部を設けてもらいました。社会体育施設からその開口部を通り高校に避難するには、都道を横断する必要があり危険であると、そういった指摘かと思います。この点につきましては、いろいろなケースを想定した検証を行ってまいりたいと思います。

当村の防災は自助・公助・共助の基本的な考えのもと、村民及び滞在者の生命、身体、財産を保護することを目的としております。まだまだ解決しなければならない課題がありますが、今後とも防災力の向上に努めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） 本当に交通事故で死んでしまったのはどうにもならないなという思いがあつて、この辺については歩道を設けるのがいいのかということもあるんだろうと思います。その辺は警察とかそういったところとの協議とかもいろいろあるだろうと思いますので、いろんな検討をしていただきたいと思います。ぜひ、所見で述べられたことを早急に築いていただければと思いますので、強く申し入れておきたいと思います。

災害はいつ来るかわかりません。一刻でも早く問題解決をしていかなければいけないんだろうと思いますので、切迫感を持って、後手にならないようにすることが重要だと認識していますので、ぜひそういう形で取り組んでいただければと思います。

それから、3番目に移らせていただきます。

3点目は、新おがさわら丸や新ははじま丸に乗る機会がありました。いろいろと楽しみにしていましたが、切符の購入方法が随分変わったり、新しい利用方法が村民の方々にいま一つ周知されていないなという感じを受けました。村民からの感謝の意見や苦情の意見などは既に村にあったと思います。私のところにも数人からありました。多くは改善点の要望についてですが、今まであった村民枠はないのかとか、村民の足ではないのかとか、切符がとれなかった人の言い分ですね。こういったこともありました。ただ、それはもう2

カ月前から売っているんだから、本来はそこで対応しろと言いたかったんですが、やはり昔の流れから来ている方はなかなか脱却できないのかなということも感じています。何らかの改善点を見つけていかなければいけないんだろうというふうに思いました。

小笠原海運の窓口では断られたんですが、インターネットで購入すれば買えるよと人に聞いたとか、その辺のことが、どうすればよいのかと、小笠原海運の窓口でも人によって対応が違うとか、いろんな想定外の意見もありました。

今回利用するのに、2等寝台のエコノミーベッドというのが新しくできましたので、どんなものかということで、この7月、8月に利用してみました。上と下のベッドでは雲泥の差がありました。ひどい言い方をすれば、私、棺おけをつくっている関係で、下は、棺おけに近いなと感じました。というのはなぜかと言うと、開口部が結構狭くて、電気をつけるのに、奥のほうまではいつくばって行って電気をつけないと、中が明るくならないという状況です。階段になってしまったために、そこがカーテンではなくて仕切られてしまったということが原因だと思います。そのために手前でも明かりをつけられるようにするとか、いろんな改善すべき点が出ているんだなというふうに思っています。ほかにも、何階にいるのかよくわかりにくいから、階段の上下の床などに、階数の明示をしてほしいとか、今回たまたま乗ったときに偶然あったことですが、高齢者の方がみんな同じような部屋なので、自分の入っている部屋がわかりにくいと、うろうろしていたんですね。そういうことが1件だけたまたま遭遇して、部屋番号を聞いて、連れて行ったということがありました。部屋ごとに特色を持たせる表示をするとか、ちょっとした改善点で解決できるものもあるように思います。

もう一つ、2等寝台で不便だったなと思ったのは、スーツケース置き場というのが、結構あちこちにできていると聞いていて、ああ、いいなと思っていたんですが、船員の方に尋ねたらありませんと言われてしまって、部屋の通路に置いていました。皆さん部屋の通路に置いてあるので、通路が、半分ぐらいの狭さになってしまって、ちょっと不便だなというふうに思いました。もしかしたら、船員の方もよくわかっていなかったのかということもありますけれども、新しくなったばかりで、その辺はこれから調べてみないとわかりませんけれども、使い勝手がわからないこともあって、いろんなケースが出ているのかなというふうにも思います。

いずれにしろ、利用方法の周知など、村民だよりに掲載されていたのを何度読んでもわかりにくいところもあります。もっとわかりやすく統一したシステムを構築して行って、島

民の足を利用しやすくしていくことというのが重要かと思います。村としては今後どのように考えるか、伺いたいと思います。

○議長（池田 望君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 安藤議員のご質問にお答えしたいと思いますが、まず今回の新しいおがさわら丸、あるいはははじま丸の建造に当たりましては、それまで旧船に対するいろいろな改善点、そういったご意見がいっぱいありましたので、それを踏まえながら村のほうで村民の方のご意見を、ハード・ソフト、両面において小笠原海運はじめ関係機関の方々に要望として提出をしたところでございます。いろいろ議論していただいた結果出した要望の多くを聞き入れていただいて、今の新しいおがさわら丸、あるいはははじま丸に至ったという経過があります。

安藤議員もご説明の中でおっしゃっていましたが、新しい船に対する村民の方からの村に対する声も、多くは感謝の声でございます。担当課としましても、ご尽力いただいた小笠原海運、それから関係機関の皆様方に改めてこの場で感謝申し上げたいと思っております。

ただ、とはいえ運用が始まって、実際に乗船された後、また違った見方でいろんなご意見が出てるところかと思います。先ほど話も出ていましたが、インターネット予約など、新しい船が就航するに伴って新しい仕組み、制度、そういったものも幾つか入っております。そういったところで、私ども村としましては村民目線で、村民の方に利用がしやすいのかしにくいのか、そういったことでしにくいと思ったことについては、その都度小笠原海運には申し入れて改善をしてくださっているところでございます。今後も村のほうでそういうふう感じたことにつきましては、その都度同じように申し入れていきたいと考えています。あわせて、高齢者の方、特に基本的なところですね、さっき切符の購入という話も出ましたが、2カ月前から切符が購入できるなどの、そういった船の利用に関する基本的な事項につきましても、改めて小笠原海運のほうに広報を周知徹底していただきたいという申し入れをしていきたいというふうに考えております。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） よろしくお願ひできればと思います。やはりここに住んでいる人がなかなか使いにくいということもあつたら、その辺は改善するしかないのかなというふうに思います。本来は小笠原海運とか伊豆諸島開発がそういう問題点を、村民から意見聴取とかするべきことなのかもしれませんが、村民が一人一人小笠原海運にいろいろ言っても、同じようなことをいろいろ言っていくのかもしれませんが、その辺の集約というのはや

はり村としてしていただいたほうがいいのかなというふうに思います。

その中で、今後の対応をどのようにしていくつもりでいるのか、その意見交換の場を設けていくのかなどの所見を伺いたいと思います。

○議長（池田 望君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 安藤議員ご承知のとおり、航路に対する意見を集約する場としまして、おがさわら丸に対しては小笠原航路検討委員会が、ははじま丸については母島のアクセスを考える会が既にございます。おがさわら丸に関しましては、来年度の上期の運航スケジュールが事務的には届いておりまして、それを検討するために、来週、航路検討委員会を開催する予定なんです、その開催に当たりましては、構成する団体に対しまして、新造船に対する改善要望なり意見なりもあわせて提出していただくよう求めているところでございます。

村としましては、委員会を通しまして、そこで意見の集約をし、整理した上で、適切な時期に小笠原海運に対しまして改善の要望を申し入れていきたいと、今の時点ではそういうふうに考えているところでございます。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） こういう検討委員会とかになると、どうしても代表者が出るというのが多く、細かい末端の本当の意見が吸い上げにくいところもあるかなと思います。できれば、個々の住民の方々の意見も個別に集約できたらいいのかなと思っていたんですが、その辺も今後何か検討していただけたらありがたいなと思います。もっと利用しやすい、使いやすい船になれば、島民にも観光客にも喜ばれて、安全で安心して利用できるのではないかなというふうに思います。船を大切に使うこと、きれいな使い方が浸透していけば、気持ちよく利用できると思いますので、そういう意味でも小笠原海運や伊豆諸島開発と協力しながら実施できるように、いろいろな機会を設けてぜひ申し入れをしていただきたいと思います。船員の方とか小笠原海運の事務所の方々とも、24時間の船旅がにこやかな心地よい空間になってくれればありがたいなと思いますので、そのことをよろしく願いして、本日の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

---

◇ 稲垣 勇君

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） 6番、稲垣 勇です。1点、よろしくお願いします。

蝙蝠谷農業団地について、これは東京都・国の関係ですけれども、これまで蝙蝠谷農業団地を利用していた法人が、今年3月末で土地の賃貸契約を解除しました。今月末で東京都へ土地の返還がなされたようでございます。その後の蝙蝠谷農業団地についての活用を、村として東京都とどのような話を進めているのか、お聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（池田 望君） 村長職務代理者副村長、渋谷君。

○村長職務代理者副村長（渋谷正昭君） 稲垣議員の蝙蝠谷農業団地についてのご質問ですが、こちらにも具体的なご質問でございますので、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（池田 望君） 産業観光課長、牛島君。

○産業観光課長（牛島康博君） 蝙蝠谷農業団地でございますが、稲垣議員のご質問にありますように、平成28年3月末に東京都と農事組合法人フルーツランド海原との土地賃貸借契約が解除され、今月末までに東京都へ引き渡すこととなっております。

その後の活用につきましては、事業主体でございます東京都が検討されておりまして、村には関わり方などの相談など、また硫黄島旧島民定住促進施策として国の補助を受けて整備してきたことから、国交省との協議が行われているところでございます。

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） 今年度4月だったと思いますけれども、開催された農業委員会においても母島の委員から、農地の少ないこの島の農業振興のためにも、あのまま放置されたままではなくて、早く何とか利用できる方向で、一般の農家にも貸し出しできるような形で村も関わっていただきたいという要望が、たしかあったと思います。東京都の人も、ちょうどそのときにいて、東京都の支庁の産業課の担当者からこうですよという説明がありました。そのときに、村の農業委員会ですので、村の担当者もいたわけですけれども、申し入れがあったからどういう対応をしてきたのか、もう一度聞かせてください。

○議長（池田 望君） 産業観光課長、牛島君。

○産業観光課長（牛島康博君） 村としましては、硫黄島の旧島民対策としての配慮は残しつつ、早く農業振興に資するように東京都には申し入れをしているところでございます。

農業者からは、現在農地が不足している中で、既に整備されております蝙蝠谷を利用したいという声は担当課にも届いてございます。東京都からの協議の申し入れにつきましては、総務局及び産業労働局など関係各局で諸課題を整理するに当たり、村への相談や資料の提

供などの依頼を受けているところでございます。引き続き積極的に協力していく考えでございます。

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） この事業は、最初、一般の廃棄物というか残土捨て場で整備されて、島の農業者、島民の方からもあれだけきれいになったところを農地として使う方向で考えてほしいということで、営農を希望する会をつくって東京都のほうにも、整備をしてほしいという要望書を出して農地として使える形ででき上がった矢先、急に硫黄島の旧島民対策事業として冠がつけられてしまって、一般の島民が、一般の農業者が使えない状態になりました。それを希望していた方からすれば、あれだけの農地が使われない。特に小笠原の場合には冬がありませんので、半年農地を放置すると、次に使うには復旧にかなりの時間がかかります。今、農業者がどうして急いでいるかというと、小笠原は冬に作付して、夏に収穫します。夏というか4月ごろからパッションフルーツなんかは収穫がされるわけで、今、農作業としては、種をまいたり、作物を定植したりする時期になっているので、何とか早い時期にあれを活用できないかという要望が出ております。

もう少し東京都も村も真剣にこの問題を取り組んでいただきたいと思いますが、この冠をつけたままで何とか使える方向で東京都とも考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（池田 望君） 産業観光課長、牛島君。

○産業観光課長（牛島康博君） 村としましては、一般の農業者の方にも使っていただく方向で東京都に打診をしているところではございますが、東京都が事業主体で、蝙蝠谷は国の補助を受けた事業でございますので、一般農業者に貸せるか貸せないかの判断につきましては、国と東京都の協議の結果を待ちたいと思っております。

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） 副村長にお聞きしたいんですけども、先便で行政部長が訪問されています。たしか副村長も一緒に蝙蝠谷農業団地を視察したと思いますけれども、そのときの東京都の感触はどうだったのでしょうか。

○議長（池田 望君） 村長職務代理者副村長、渋谷君。

○村長職務代理者副村長（渋谷正昭君） ご質問に答える前に、先ほど、稲垣議員は農業者の立場からお話しされましたが、農業者の方を責めることではなくて、私自身がこの硫黄島旧島民の定住促進事業として蝙蝠谷が始まった当時、ちょうど硫黄島側を担当する部署に

いて、よく覚えております。そのときに旧島民でお亡くなりになった方が、この事業が出たときに、硫黄島旧島民のためという名をかたった農業振興を図ろうとするのは許せないというような趣旨のことを言ったことをよく覚えております。それは、背景には農業者の農地不足というのがありつつ、東京都や国がこの事業をどうやって立ち上げようとしたかというときに、硫黄島旧島民対策を取り込んでやったと。ですから、そこはもうこれまで関わってきた行政側の問題として整理をしなければいけない問題です。これにつきまして、当時の旧島民本人の方々がお亡くなりになったり、年数がたった結果として、今日村長がいれば多分村長もこの件については非常に思い入れがあって、発言されたと思いますけれども、在住の旧島民を中心に、この農地の利用について改めて整理をするという努力を、私も含めて行ってまいりました。そういう意味では、その整理ができましたので、村の考え方としては早く小笠原の農業振興に資するように使ってもらいたいというのを一つの思いで、東京都にも従来から伝えてきたところでございます。

ただ、東京都が事業主体でありながら国の補助を受けた硫黄島旧島民対策という冠があるので、それをどうやって今度は個人の農業者に貸していくかというような課題がございます。

これらの整理をずっとしようとしていながら、なかなか整理がつかないという状況でございます。私も先日、行政部長と一緒に蝙蝠谷を視察しました。今、返還に向けて農業法人の海原が片づけをしたきれいな農地も一部ございますので、それを見れば当然農業者としては早く使いたいという思いを持つのはよくわかっております。行政的な整理と、それから現場を見た中での乖離というのがあろうかと思えます。行政部長本人は東京都の内部でいろいろな決定をした中で、こういう方針でというのが下の方々から上がっていくんだと思っております。先日の視察の中で同行された担当課長や課長補佐とは別途意見交換をしておりますので、まず蝙蝠谷の農地が今すぐというのは、なかなかいろんな課題が整理つかないと思いますが、一刻も早く小笠原農業振興に資するようにということで村は動いているということでご理解いただければと思います。

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） 村長が病気療養のため休んでいるわけですがけれども、村長が退院して公務に復帰できるようになったら、農業振興のためにこの問題をできるだけ早い時期に政策として解決できる方向で動いていただきたいと思えます。この問題、宿題として渡しておきますので、また出したいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（池田 望君） 村長職務代理者副村長、渋谷君。

○村長職務代理者副村長（渋谷正昭君） 東京都からは、以前から村長も私も相談を受けておりまして、今長く話してしまいましたが、端的に言いますと、村としては蝙蝠谷をぜひ農業振興に活用してほしいということで、総論としては確立しておりますので、今すぐ使いたいとか、どういう使い方をするのか、どういう貸し方をするのかという、今度は各論の話に進めていきたいと思っておりますので、そのあたりはまた東京都や国とも一緒に協議を進めて、逐次ご報告をさせていただきたいと思います。

○議長（池田 望君） ありがとうございます。

以上で一般質問は終了しました。

---

◎散会の宣告

○議長（池田 望君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、本日の会議を終了します。

次回は、明日9月9日午後2時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ありがとうございました。

（午前11時31分）

## 平成28年第3回小笠原村議会定例会会議録

### 議事日程（第2号）

平成28年9月9日（金曜日）午後2時開議

- 第 1 報告第 5号 平成28年度小笠原村一般会計補正予算（第2号）（専決処分）
- 第 2 報告第 6号 出資法人の経営状況について
- 第 3 報告第 7号 平成27年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 4 議案第35号 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 5 議案第36号 小笠原村保育の必要性の認定基準に関する条例（案）
- 第 6 議案第37号 小笠原村保育所条例の一部を改正する条例（案）
- 第 7 議案第38号 小笠原村母島保育所条例の一部を改正する条例（案）
- 第 8 議案第39号 平成28年度小笠原村一般会計補正予算（第3号）（案）
- 第 9 議案第40号 平成28年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）
- 第10 議案第41号 平成28年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）
- 第11 議案第42号 平成28年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）（案）
- 第12 議案第43号 平成28年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）（案）
- 第13 議案第44号 平成28年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）
- 第14 議案第45号 平成28年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）
- 第15 議案第46号 公有水面埋立てに対する意見について（案）
- 第16 議案第47号 清瀬配水池建替工事請負契約の締結について（案）
- 第17 認定第 1号 平成27年度小笠原村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 認定第 2号 平成27年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第19 認定第 3号 平成27年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 認定第 4号 平成27年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第21 認定第 5号 平成27年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第22 認定第 6号 平成27年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第23 認定第 7号 平成27年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第24 認定第 8号 平成27年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第25 認定第 9号 平成27年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第26 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第27 発議第 3号 議員の派遣について（案）

出席議員（7名）

1番	清水良一君	2番	安藤重行君
3番	一木重夫君	4番	鯉江満君
5番	杉田一男君	6番	稲垣勇君
8番	池田望君		

---

欠席議員（なし）

---

出席説明員

村長職務 代理者副村長	渋谷正昭君	教育長	松本隆君
総務課長	セーボレー孝君	財政課長	江尻康弘君
総務課 企画政策室長	樋口博君	医療課長	佐々木英樹君
村民課長	村井達人君	環境課長	深谷雪雄君
産業観光課長	牛島康博君	母島支所長	湯村義夫君
建設水道課長	篠田千鶴男君	教育課長	持田憲一君

---

事務局職員出席者

事務局長	大津源君	書記	萩原佳代君
------	------	----	-------

---

◎開議の宣告

○議長（池田 望君） これより本日の会議を開きます。

（午後 2 時）

---

◎会議時間の延長

○議長（池田 望君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

---

◎報告第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） それでは、これより本日の日程に入ります。

日程第 1、報告第 5 号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長職務代理者副村長、渋谷君。

○村長職務代理者副村長（渋谷正昭君） お手元の 1 ページをお開きください。

報告第 5 号 平成28年度小笠原村一般会計補正予算（第 2 号）（専決処分）。

上記の報告を承認されたい。

平成28年 9 月 8 日。提出者、小笠原村長職務代理者、小笠原村副村長、渋谷正昭。

詳細については担当課長より説明させます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） ご説明いたします。

2 ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

平成28年度小笠原村一般会計補正予算（第 2 号）。

（別紙）

平成28年 6 月27日。小笠原村長、森下一男。

専決処分理由。

東京都知事選挙の執行のため、予算の増額の必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものである。

続きまして、4ページをお開きください。

平成28年度小笠原村一般会計補正予算、予算総則。

平成28年度小笠原村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ346万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億7,445万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月27日。小笠原村長、森下一男。

5ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

款項ごとの補正内訳でございます。

次の6ページに歳出の記載がございます。

説明につきましては、予算説明書の中でさせていただきます。

6の2、3ページをお開きください。

第1 歳入歳出予算補正。歳入歳出の総括でございます。

続きまして、6の4、6の5ページをお開きください。

款項目を読み上げました上で、節の計上説明をさせていただきます。

都支出金、都委託金、総務費都委託金、都知事選挙費346万1,000円につきましては、都知事選挙費都委託金を計上したものでございます。

歳入合計、既定額40億7,099万8,000円、補正額346万1,000円、計40億7,445万9,000円。

歳入は以上でございます。

続きまして、6の6、6の7ページをお開きください。

総務費、選挙費、都知事選挙費、報酬から工事請負費までの7節、合計346万1,000円につきましては、都知事選挙費執行に必要な経費を計上したものでございます。

3節、職員手当等、こちらに補正計上がございました関係で、そのあと給与費の明細書の変更がございます。今回、職員手当等が増額となったことに伴いまして、給与費の明細書更新をさせていただいております。

説明につきましては以上でございます。よろしくご承認のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

報告第5号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（池田 望君） 日程第2、報告第6号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長職務代理者副村長、渋谷君。

○村長職務代理者副村長（渋谷正昭君） 報告の1ページをお開きください。

報告第6号 出資法人の経営状況について。

平成28年9月8日。提出者、小笠原村長職務代理者、小笠原村副村長、渋谷正昭。

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告する必要があるためでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 2ページをお開きください。

出資法人等経営状況報告書について説明させていただきます。

初めに、法人の概要についてでございます。

名称は小笠原ラム・リキュール株式会社、以下目的、設立年月日等はお手元の資料のとおりでございます。

次に、平成27年度事業概要でございますけれども、販売成績や売上高は以下の表のとおりでございます。前期と比較しまして、特にラム酒の小瓶と無人酒の小瓶の減少が顕著であります。これは母島観光協会が実施した海底熟成ラム酒試験事業が前期において終了したことによる減が大きな要因となっております。

次に、3ページをお開きください。

平成27年度決算書になりますが、(1)から(4)の貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書及び損失処分計算書は記載のとおりでございます。

なお、(3)の剰余金計算書の下の米印の部分ですけれども、前期繰越損失額に当期利益を加えた当期末処理損失額はマイナス702万4,152円となっております。

(4)の損失処分計算書における次期繰越損失も702万4,152円となります。

次に、4ページをお開きください。

平成28年度における事業計画でございます。

まず、母島観光協会が試験事業として、平成26年度に実施した海底熟成ラム酒の事業化を進め、平成27年7月に販売開始した無人酒に加え、ラインアップの充実を図りたいと考えております。

②としまして、内地向け販売促進の強化、③としまして島民からも愛される地酒を目指します。

次に、④予算の下のほうになりますけれども、経常利益は220万円を目指し、当期末未処分利益をマイナス482万4,152円まで持っていきたいと考えております。

報告は以上でございます。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

一木重夫君。

○3番（一木重夫君） この報告書を見ますと、大分いろんな課題が見えてくるなど感じております。

まず、売上高ですけれども、昨年度と比べるとこれ大幅に減少していますよね。全体で

25%売り上げが下がっている、これは非常に大きな課題だなと認識しています。まず、これだけ下がった理由を教えてください。

○議長（池田 望君） 母島支所長、湯村君。

○母島支所長（湯村義夫君） 前年比、数字自体は本数、また売上額とも大幅に下がっております。

その大きな要因は、先ほど総務課長からの報告にもありましたように、前期におきまして母島観光協会が実施した海底熟成ラムの試験事業というようなものがありまして、当時それに協力させていただいて、ラム酒の小瓶を900本、また無人酒を900本、それぞれ出荷したところでございます。それが、平成27年期におきましてはその分が減ったということで、実質的に本数、販売金額も減ったというところがあります。

それを除いても前期と比較した場合、それぞれ本数、販売額とも若干下がっております。それにつきましては、前期と比べて観光客が1,000人強減っているというようなことがありまして、おおよそそれが原因だろうというふうに分析しているところでございます。

トータルの数字としては、母島の海底熟成ラムの数字を除いた数字も、世界自然遺産の登録がなかった年の2年ぐらい前の数字よりは多少いい数字ではあるんですけども、ただ今回は前期と比較すると先ほどのような要因があつて大幅な減になったというふうに分析しております。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 今の、海底熟成ラム酒のほうに回したから売り上げ減という説明ではよくわからなかったんですけども、全体的に観光客も減ったというところでこれだけ下がったということが大きな原因なのかなと感じております。

また一方、平成28年度の計画ですけれども、この予算案がラム酒の売上高850万円、これ今期580万円ですよ。無人酒はいいとしてもパッション・リキュール、700万円今年度見込んでおりますけれども、前期は400万円ですよ。これ計画に無理があるんじゃないかと思うんですけども、これはどういうことを根拠に850万円とかパッション・リキュールが700万円に伸びるとか、それだけの事業計画があるのか。これ事業計画を見ても海底熟成ラム酒というのは新しく出てきたことですけれども、内地向け販売促進の強化とか、あと、島民からも愛される地酒を目指すというのも去年と変わらないと思うんですけども、これだけの営業収益、売上高を伸ばせられる根拠は何ですか。

○議長（池田 望君） 母島支所長、湯村君。

○母島支所長（湯村義夫君） 平成27年度期におきまして、その下半期ですが、一つは冷却機が故障しまして、下半期におきまして商品を製造することが不可能な状態が続いてしまいました。そんなこともあって平成27年度期については全体の資産の中の数字そのものが大幅に下がったというようなことがあります。それは半製品という項目の部分ですけれども、それが非常に大きかったというようなこと。それともう一つは平成26年度期に今までになく非常に業績がよかった。その原因というのは先ほど言った母島観光協会の事業に協力して販売数が伸びたということがあるんですが、それ自体の税金が平成27年度期に大幅にかかってきたというようなことがありまして、それが平成27年度期の中で反映されてしまったので、先ほどの数字全体では大幅に下がったというようなことがあるんですが、その税金も160万円ぐらいになりますでしょうか、それ自体はまた例年の数字に戻るだろうというふうに見越しております。そういったこともあって、おおよその予算としてこのような数字を見込ませていただいたところでございます。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 税金の支払いと売上高は関係ないと思うんですけども、昨年つくれない時期があったということですが、それは何カ月ぐらいで、それが売上高の何%ぐらい影響したんですか。

○議長（池田 望君） 母島支所長、湯村君。

○母島支所長（湯村義夫君） その冷却機そのものが故障したのが今年の8月で、修理等が全部終わったのが今期の6月ということで、前期につきましては下半期の大部分はお酒の製造ができなかったと、こういうような状況でございました。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 去年の8月から今年の6月までつくれなかったということですね。それでは売り上げが下がるのは仕方がないといえば仕方がないですけども、お酒がつくれなかったということがまず許されるのかどうかという根本的な経営上の課題があるのかなと今感じた次第です。

最後に副村長にお伺いしたいと思います。

この報告書を見て、率直にどのように感じましたか。

○議長（池田 望君） 村長職務代理者副村長、渋谷君。

○村長職務代理者副村長（渋谷正昭君） 議会の事前の議案の調整の前にもこの売り上げが下がった経緯、去年の報告の際には400万円近い売り上げを出して、前期までの損失を339万

円まで落とすことができていましたので、なぜそうだったのかを、一木議員と同じように分析しておくようにという指示はしていたところです。

私も担当者から若干説明を聞いていたのですけれども、海底熟成ラムはあくまでも母島の観光協会が二次的な製品として今後できれば発売をしたいということで、ラム酒、無人酒をそれぞれ小瓶900本ずつ買い取りましたので、平成26年度は大きな収益になっていたけれども、平成27年度はそれがなくなったので、まずこの部分は減少、それと観光客に多く利用されているラム酒、リキュールについては台風等でお客さんが減りましたので、売り上げも多少は落ちたんだろうということは理解できました。

あと、機械の故障については、貯蔵品で販売をしていたので、むしろ今年その影響が若干出るのかどうかというところが心配されます。

そういう意味では、基本的には会社としてどのような予算を組むかということではありますけれども、議員がご指摘のように平成27年度の予算と今年の平成28年度の予算、余り数字的には変わらない予算を立てていることについては、会社への指導というか、きちっとした見込みを立てた予算づくりというのは今後指導しなくてはいけないかなというふうに感じております。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） わかりました。お酒は製造できなかったけれども、平成27年度に関しては在庫で対応ができたということで、いいのかなと思いますけれども、今回は報告ということなんでこの程度にとどめたいなと思うんですけれども、私自身も水商売をやっている、内地に水を売っている立場でありまして、この経営方針、営業の仕方、広報宣伝の仕方とかは、いろんな意見を持っていますので、今後またこれは指摘をしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（池田 望君） ほかに質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、以上をもって本報告は終了しました。

---

◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（池田 望君） 日程第3、報告第7号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長職務代理者副村長、渋谷君。

○村長職務代理者副村長（渋谷正昭君） 報告の1ページでございます。

報告第7号 平成27年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

上記について監査委員の意見を付けて報告する。

平成28年9月8日。提出者、小笠原村長職務代理者、小笠原村副村長、渋谷正昭。

（提案理由）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて、議会に報告する必要があるためでございます。

詳細については担当課長より説明させます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） ご説明いたします。

2ページをお開きください。

平成27年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率報告書。

健全化判断比率でございます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、この4項目につきまして、数字がございますのが実質公債費比率でございます。11.2%という数字がございます。昨年度ご報告させていただきましたときには12.7%ということで、1.5ポイントマイナス、いい方向にいつてございます。これは25%を超えますと早期健全化基準を超えるということになりまして、財政健全化計画の策定を義務づけられるものでございますけれども、その心配もないという指標が出てございます。

また、資金不足比率につきましても、簡易水道事業特別会計、浄化槽事業特別会計ともに資金不足比率に数値は出てまいりません。

3ページ目をお開きください。

9月5日付で小笠原村代表監査委員、小笠原村監査委員の方から意見書をいただいております。

この意見書の中におきましても、4ページをお開きください、実質公債費比率11.2%、昨年度12.7%というところで、この2項目のみ数値が入っているところでございます。

個別の意見が次の5ページにございます。

各比率について発生していない、発生していない、それから下回っている、発生していない、発生していないという意見のもとに、その他の項目で実質公債費比率が下がった要因は、平成24年度、平成25年度、2カ年にわたりまして村債の任意繰上償還が行われたことによるものであるということとともに、今後の施設整備に伴って新たな起債により実質公債費比率が再度上昇傾向に転じないように、健全な財政運営に努められたいというご意見をいただいているところでございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（池田 望君） 提案者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。よろしいですか。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、以上をもって本報告は終了しました。

---

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第4、議案第35号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長職務代理者副村長、渋谷君。

○村長職務代理者副村長（渋谷正昭君） 議案第35号 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成28年9月8日。提出者、小笠原村長職務代理者、小笠原村副村長、渋谷正昭。

（提案理由）

非常勤の職員の報酬について、東京都最低賃金の改正動向を踏まえ、適正な水準に改正する必要が生じたためでございます。

詳細については担当課長より説明させます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 2ページをお開きください。

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年条例第5号）の一部を次のよう

に改正する。

第4条第2項第2号中「、図書司書」を削る。

別表図書司書の項を削り、同表保健師の項中「12,500円」を「12,900円」に改め、同表看護師の項中「11,500円」を「11,900円」に改め、同表准看護師の項中「10,000円」を「10,300円」に改め、同表理学療法士の項中「11,500円」を「11,900円」に改め、同表保育士の項中「10,000円」を「10,300円」に改め、同表保育補助員の項中「8,000円」を「8,300円」に改め、同表特別支援教育補助員の項中「10,000円」を「10,300円」に「8,000円」を「8,300円」に改め、同表調理員の項中「9,000円」を「9,300円」に「8,000円」を「8,300円」に改め、同表医療事務員の項中「8,000円」を「8,300円」に「7,200円」を「7,400円」に改め、同表介護福祉士の項中「10,000円」を「10,300円」に改め、同表介護員の項中「9,000円」を「9,300円」に改め、同表介護補助員の項中「8,000円」を「8,300円」に改める。

附則。

(施行期日)

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

次のページに新旧対照表を添付しております。ご参考にしてください。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。よろしいですか。

(挙手する者なし)

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第35号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第5、議案第36号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長職務代理者副村長、渋谷君。

○村長職務代理者副村長（渋谷正昭君） 議案第36号 小笠原村保育の必要性の認定基準に関する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成28年9月8日。提出者、小笠原村長職務代理者、小笠原村副村長、渋谷正昭。

（提案理由）

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第3項に基づき、小学校就学前の子どもの保育必要量の認定基準について必要な事項を定める必要があるためでございます。

詳細については担当課長より説明させます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 7ページをお開きください。

新規条例になりますので、全条文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

小笠原村保育の必要性の認定基準に関する条例（案）。

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第3項に基づき、保育必要量の認定の基準について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「保育必要量」とは、月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。

（認定区分）

第3条 保育必要量の認定の区分は、法第19条第1項各号に規定するところによる。

（認定基準）

第4条 保育必要量の認定は、家庭において必要な保育を受けることが困難であるか否か、事由、区分及び優先利用に基づき行う。

2 保育必要量の認定における「事由」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 就労。

(2) 妊娠又は出産。

(3) 保護者の疾病又は障害。

(4) 同居又は長期入院等をしている親族の介護又は看護。

(5) 災害復旧。

(6) 求職活動。

(7) 就学。

(8) 虐待のおそれ又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難である。

(9) 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。

(10) 前各号に類する事由であると村長が認める場合。

3 保育必要量の認定における「区分」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 保育標準時間 保育必要量として1日11時間までの利用に対応するものをいう。

次のページをお願いいたします。

(2) 保育短時間 保育必要量として1日8時間までの利用に対応するものをいう。

4 保育必要量の認定における「優先利用」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) ひとり親家庭。

(2) 生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）。

(3) 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合。

(4) 虐待のおそれや配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難である場合又はその他社会的養護の必要性がある場合。

(5) 子どもが障害を有する場合。

(6) 育児休業明け。

(7) 兄弟姉妹（多胎児を含む。）が同一の保育所等の利用を希望する場合。

(8) 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童。

(9) その他村長が定める場合。

（保育必要量の認定）

第5条 前条の規定により、子どものための教育・保育給付を受けようとする保護者が、家庭において必要な保育を受けることが困難ではない場合には、法第19条第1項第1号に規定する保育必要量の認定を行うものとする。

2 前条の規定により、子どものための教育・保育給付を受けようとする保護者が、家庭において必要な保育を受けることが困難である場合には、その事由、区分、優先利用の状況により、法第19条第1項第2号又は第3号に規定する保育必要量の認定を行うものとする。

（認定期間）

第6条 保育必要量の認定期間は、次のとおりとする。ただし、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合には、当該認定の期間は満了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号又は第2号に該当する場合は小学校就学の始期に達するまでの期間。

(2) 法第19条第1項第3号に該当する場合は満3歳に達するまでの期間。

2 前項各号の規定にかかわらず、第4条第2項第6号に該当する場合の期間は、90日とする。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、保育必要量の認定の基準に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則。

（施行期日）

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

（適用）

2 この条例施行の際現に教育・保育施設に入園中の児童については、その状況を確認し、速やかに子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に規定する保育必要量の認定をするものとする。

説明は以上でございます。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。よろしいですか。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第36号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第6、議案第37号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長職務代理者副村長、渋谷君。

○村長職務代理者副村長（渋谷正昭君） 議案第37号 小笠原村保育所条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成28年9月8日。提出者、小笠原村長職務代理者、小笠原村副村長、渋谷正昭。

（提案理由）

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正に伴い、保育の実施の決定条件に保育の必要性の認定基準に該当することを加える必要が生じたためでございます。

詳細については担当課長より説明させます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 11ページをお開きください。

小笠原村保育所条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村保育所条例（昭和53年3月24日条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「保育の実施を希望する保護者は、」の前に「小笠原村保育の必要性の認定基準に関する条例（平成28年小笠原村条例第▼号）第5条の認定を受けた」を加え、同条後段を削る。

別表（第6条関係）備考第5項中「等（注1）」を削る。

別表（第6条関係）備考第7項後段を削る。

附則。

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

次のページから新旧対照表を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） 提案者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第37号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第7、議案第38号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長職務代理人副村長、渋谷君。

○村長職務代理人副村長（渋谷正昭君） 議案第38号 小笠原村母島保育所条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成28年9月8日。提出者、小笠原村長職務代理人、小笠原村副村長、渋谷正昭。

（提案理由）

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正に伴い、保育の実施の決定条件に保育の必要性の認定基準に該当することを加える必要が生じたためでございます。

詳細については担当課長より説明させます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 16ページをお開きください。

小笠原村母島保育所条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村母島保育所条例（平成12年9月21日条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条中第1項中「保育の実施を希望する保護者は、保育所入所申込書を村長に提出し、保育の実施の決定を受けなければならない。」の前に「小笠原村保育の必要性の認定基準に関する条例（平成28年小笠原村条例第▼号）第5条の認定を受けた」を加える。

第6条中「なお、既納の保育料は還付しないものとする。」を削る。

附則。

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

次のページに新旧対照表を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(池田 望君) 異議なしと認めます。

議案第38号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(池田 望君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(池田 望君) 続きまして、日程第8、議案第39号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長職務代理者副村長、渋谷君。

○村長職務代理者副村長(渋谷正昭君) 議案第39号 平成28年度小笠原村一般会計補正予算(第3号)(案)。

上記の議案を提出する。

平成28年9月8日。提出者、小笠原村長職務代理者、小笠原村副村長、渋谷正昭。

詳細については担当課長より説明させます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(池田 望君) 財政課長、江尻君。

○財政課長(江尻康弘君) ご説明いたします。

20ページをお開きください。

平成28年度小笠原村一般会計補正予算、予算総則。

平成28年度小笠原村一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億8,760万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億6,206万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年9月8日。小笠原村長職務代理者、小笠原村副村長、渋谷正昭。

21ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

款項ごとの補正内訳でございます。

次の22ページに歳出の説明がございます。

続きまして、23ページをお開きください。

第2表 地方債補正。

起債の目的、臨時財政対策債でございます。補正前と補正後で変更がございますのが限度額でございます。限度額を8,420万円から8,270万円へ、150万円のマイナスをしてございます。

続きまして、23の2、3ページをお開きください。

第1 歳入歳出予算補正。

歳入歳出の款ごとの総括でございます。

内容につきましては、23の4ページ以降、説明のほうをさせていただきたいと思っております。

まず、歳入でございます。

説明につきましては、款項目を読み上げました上で節の計上説明をさせていただきます。

地方特例交付金、地方特例交付金、地方特例交付金、地方特例交付金のマイナス37万1,000円につきましては、地方特例交付金減額分を計上したものでございます。

地方交付税、地方交付税、地方交付税、普通交付税の1億8,429万8,000円につきましては、普通交付税の増額分を計上したものでございます。

今年度、普通交付税、大きく増額となっておりますけれども、要因といたしましては、昨年度、平成27年度に実施されました国勢調査によりまして、小笠原村の人口が2,785から3,023と300弱人口が伸びたことが一番の大きな要因でございます。

もう一つは、この三、四年、国の補正によりまして父島の浄水場をその補正予算を利用して実施したことに伴いまして、それに付随して起債を起こしたものが補正予算債ということで起債を認められまして、その補正予算債の償還が始まるに当たりまして、その償還部分が交付税の需要として算定をされてきたということが原因となっております。

続きまして、国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金、臨時福祉給付金の190万1,000円につきましては、臨時福祉給付金給付事務費増額分を計上したものでございます。

都支出金、都補助金、衛生費都補助金、へき地医療費の40万円につきましては、へき地医療費増額分を計上したものでございます。

目、教育費都補助金、保健体育費の44万8,000円につきましては、保健体育費増額分を計上したものでございます。

寄附金、寄附金、指定寄附金、教育費寄附金の200万円につきましては、教育費の寄附金を計上させていただいております。これを原資といたしまして、後ほど歳出で説明させていただきますけれども、進学助成基金への積み立ての原資とさせていただいているところでございます。

繰入金、特別会計繰入金、介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計繰入金、介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計繰入金の26万2,000円につきましては、介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計繰入金を計上したものでございます。

目、下水道事業特別会計繰入金、下水道事業特別会計繰入金の104万9,000円につきましては、下水道事業特別会計繰入金を計上したものでございます。

目、浄化槽事業特別会計繰入金、浄化槽事業特別会計繰入金の61万6,000円につきましては、浄化槽事業特別会計繰入金を計上したものでございます。

これら3つの特別会計から一般会計に繰り入れをしております。

各年度で生じた余剰金につきましては、地方財政法の規定に基づきまして、その余剰金の2分の1以上を基金に積み立てるという必要が生じるところでございますけれども、基金を持たない会計におきましては、一般会計に繰り入れた上で一般会計において基金に積み立てるという方法をとっておりますため、特別会計からの繰り入れが発生してございます。

繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の9,826万7,000円につきましては、繰越金を計上したものでございます。

諸収入、雑入、雑入、雑入の23万5,000円につきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金からいただく助成金を計上させていただいております。

23の6、23の7ページをお開きください。

村債、村債、臨時財政対策債、臨時財政対策債のマイナス150万円につきましては、臨時財政対策債減額分を計上したものでございます。

歳入合計、既定額40億7,445万9,000円、補正額2億8,760万5,000円、計43億6,206万4,000円。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、23の8、23の9ページをお開きください。

歳入同様、説明をさせていただきます。

総務費、総務管理費、一般管理費の工事請負費174万7,000円につきましては、この本庁舎の海側の自動ドアが故障して今動かない状況になっております。これの修理に要する経費を計上させていただいております。

続きまして、目、防災諸費、需用費の91万2,000円につきましては、防災無線設備のバッテリーの交換に必要な経費を計上させていただいております。場所は情報センター、母島診療所、三日月山中継所でございます。

また、工事請負費の44万3,000円につきましては、北港の公衆電話、2年前に整備いたしましたけれども、北港方面からの連絡はできるんですけれども、集落からの連絡がまだ届かないということもございます関係で、その公衆電話に警報設備を設置いたしまして、非常時には近くにいる方々に異常を知らせるといった設備の設置を予定しているところでございます。

民生費、社会福祉費、地域福祉センター管理費、備品購入費の40万9,000円につきましては、蔵書増に対応するために図書室のほうに固定式の本棚を購入するための経費を計上させていただいております。

目、国民健康保険費、繰出金1,519万5,000円につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金、その他一般会計繰出金の増額分を計上したものでございます。

目、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費、委託料の190万1,000円につきましては、給付金システムの導入作業、また保守委託に要する経費を計上させていただいております。

衛生費、保健衛生費、火葬場管理費、委託料の50万円につきましては、父島の火葬場の酸素濃度計が故障をしてしまいまして、自動運転ができないような状況になってございます。この交換に要する経費を計上させていただいております。

続きまして、目、診療所運営費でございますけれども、東京都の補助金増額に伴いまして財源更正をさせていただいております。

項、清掃費、下水道費、繰出金マイナス181万9,000円につきましては、下水道事業特別会計への繰出金減額分を計上してございます。

項、上水道費、簡易水道費、繰出金の281万8,000円につきましては、簡易水道事業特別会計への繰出金増額分を計上させていただいております。

後ほど、特別会計の補正予算のほうを説明させていただきますけれども、下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計の事業費が増減したことに伴いまして、一般会計からの繰入

金が増減するものでございます。

続きまして、土木費、次のページ、お開きください。

河川費、河川総務費、工事請負費の60万1,000円につきましては、母島集落内にございます水路の改修に必要な経費を計上したものでございます。

消防費、消防費、非常備消防費の需用費23万6,000円につきましては、消防団員の公務災害等の共済基金からの助成によりまして、ウインドブレーカーを購入するための経費を計上したものでございます。

教育費、教育総務費、事務局費の貸付金につきましては、奨学金の貸付事業費の増額分を計上したものでございます。当初予算におきましては11名想定してございましたけれども、12名の申し込みがございました関係で不足分を今回補正計上させていただいております。

項、保健体育費、保健体育総務費、報償費から備品購入費まで計56万円でございますけれども、平成28年、今年度10月から来年の6月にかけて、リオデジャネイロから引き継ぎましたオリンピック・パラリンピックのフラッグが東京都内62の区市町村を回るというフラッグツアーというのが行われます。小笠原村の予定が10月の上旬となっておりますけれども、これに伴いセレモニー、それからアスリートの方がいらっしゃることもお聞きしています。この方の教室、講演会等に要する経費を計上しております。経費につきましては、先ほど歳入でもご説明しましたけれども、44万8,000円、5分の4を東京都の補助金でいただくことになってございます。

目、体育施設費、委託料の58万7,000円につきましては、母島評議平のテニスコートの照明の取りかえ作業委託に要する経費を計上させていただいております。

諸支出金、基金費、財政調整基金費の積立金1億6,343万円につきましては、財政調整基金への積立金を計上したものでございます。

また、目、減債基金費、積立金の9,791万7,000円につきましては、減債基金積立金の増額分を計上したものでございます。

23の12、23の13ページをお開きください。

その他基金費、積立金200万円につきましては、進学助成基金積立金を計上したものでございます。この財源につきましては、先ほど歳入のほうでも説明をさせていただきました。杉田建設興業株式会社から200万円の寄附をいただき、この進学助成基金に積み立てを行うものでございます。

項、諸費、国庫支出金返納金、償還金利子及割引料の35万円につきましては、臨時福祉給

付金事業費補助金の返還金を計上したものでございます。

目、国有財産管理受託事業清算金、償還金利子及割引料のマイナス48万2,000円につきましては、国有財産の管理受託事業の清算金を多目に見積もってございましたけれども、事業との兼ね合いで清算のため返還する額が減ったことから、今回予算のほう、マイナスをさせていただくものでございます。

歳出合計、既定額40億7,445万9,000円、補正額2億8,760万5,000円、計43億6,206万4,000円。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（池田 望君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。質疑はございませんか。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第39号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第40号から議案第45号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 次に、日程第9、議案第40号から日程第14、議案第45号までの議案6件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、議案6件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長職務代理者副村長、渋谷君。

○村長職務代理者副村長（渋谷正昭君） 議案第40号から第45号までを一括して提出させていただきます。

議案第40号は平成28年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）、議案第41号は平成28年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）、議案第42号は平成28年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）（案）、議案第43号は平成28年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）（案）、議案第44号は平成28年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）、議案第45号は平成28年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）、それぞれの議案を提出する。

平成28年9月8日。提出者、小笠原村長職務代理者、小笠原村副村長、渋谷正昭。

詳細については担当課長より説明させます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） それでは、6つの特別会計の補正予算につきまして、説明をさせていただきます。

26ページをお開きください。

平成28年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算、予算総則。

平成28年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,703万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,799万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月8日。小笠原村長職務代理者、小笠原村副村長、渋谷正昭。

27ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入の款項ごとの補正内訳でございます。

次の28ページに歳出の補正内訳がございます。

続きまして、28の2、28の3ページをお開きください。

第1 歳入歳出予算補正。歳入歳出の款ごとの総括でございます。

続きまして、28の4、28の5ページをお開きください。

一般会計同様の説明をさせていただきます。

国庫支出金、国庫補助金、システム開発費等補助金、制度関係業務準備事業費補助金の184万4,000円につきましては、制度関係業務準備事業費補助金を計上したものでございます。

繰入金、一般会計繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金の1,519万5,000円につきましては、その他一般会計繰入金増額分を計上したものでございます。

歳入合計、既定額3億8,096万円、補正額1,703万9,000円、計3億9,799万9,000円。

歳入につきましては以上でございます。

28の6、28の7ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費、委託料の186万9,000円につきましては、国民健康保険のシステム経費増額分を計上したものでございます。平成30年に国民健康保険の広域化が予定されてございますけれども、それに伴うシステム改修を行うための経費でございます。

保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費、こちらにつきましては、繰入金増額に伴いまして財源更正をさせていただいております。

項、高額療養費、一般被保険者高額療養費、負担金補助及交付金の1,457万2,000円につきましては、一般被保険者高額療養費増額分を計上させていただいております。

目、退職被保険者等高額療養費、負担金補助及交付金の10万1,000円につきましては、退職被保険者等高額療養費増額分を計上させていただいております。

後期高齢者支援金等、後期高齢者支援金等、後期高齢者支援金、負担金補助及交付金の20万7,000円につきましては、後期高齢者支援金増額分を計上したものでございます。

介護納付金、介護納付金、介護納付金、負担金補助及交付金の6万1,000円につきましては、介護納付金増額分を計上したものでございます。

諸支出金、1ページおめくりください。28の8、28の9ページでございます。

項、償還金及還付金、国庫支出金返納金、償還金利子及割引料10万5,000円につきましては、平成27年度特定健診・保健指導等の負担金の返納金を計上したものでございます。

目、都支出金返納金、償還金利子及割引料の12万4,000円につきましては、こちらは平成

27年度特定健診・保健指導の東京都の負担金分の返納金を計上したものでございます。

歳出合計、既定額 3 億8,096万円、補正額1,703万9,000円、計 3 億9,799万9,000円。

国民健康保険特別会計につきましては以上でございます。

続きまして、31ページをお開きください。

平成28年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算、予算総則。

平成28年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,157万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億1,642万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年9月8日。小笠原村長職務代理人、小笠原村副村長、渋谷正昭。

32ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款項ごとの補正内訳でございます。

次の33ページに歳出の補正内訳がございます。

続きまして、34ページをお開きください。

第2表 地方債補正。

起債の目的、簡易水道事業整備債。補正前と補正後で変更がございますのが限度額でございます。8,930万円から9,740万円、810万円の増額をさせていただきます。

続きまして、34の2、34の3ページをお開きください。

第1 歳入歳出予算補正。

歳入歳出の款ごとの補正の総括でございます。

続きまして、34の4、34の5ページをお開きください。

最初に歳入でございます。

国庫支出金、国庫補助金、簡易水道整備事業国庫補助金、簡易水道整備事業費1,791万9,000円につきましては、簡易水道整備事業費増額分を計上したものでございます。

都支出金、都補助金、簡易水道整備事業都補助金の簡易水道整備事業費1,083万1,000円につきましては、簡易水道整備事業費の東京都の補助金のほうを増額したものでございます。

繰入金、繰入金、繰入金、一般会計繰入金の281万8,000円につきましては、一般会計繰入金増額分を計上したものでございます。

繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の191万円につきましては、繰越金増額分を計上したものでございます。

村債、村債、簡易水道事業整備債、簡易水道事業整備債の810万円につきましては、簡易水道事業整備債の増額分を計上したものでございます。

歳入合計、既定額 5 億7,485万円、補正額4,157万8,000円、計 6 億1,642万8,000円。

歳入につきましては以上でございます。

34の6、34の7ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費、総務管理費、業務管理費、委託料の383万円につきましては、村の水道施設の整備計画作成に要する経費を計上したものでございます。

建設改良費、建設改良費、建設改良費、需用費の53万円、工事請負費の3,530万8,000円につきましては、簡易水道施設整備費の増額分を計上させていただいております。父島におきましては第2原水調整池の工事請負費の増額、母島におきましては母島浄水場の改良工事に要する経費の増額をさせていただいております。

諸支出金、基金費、簡易水道事業基金費、積立金の191万円につきましては、地方財政法によります余剰金の積み立てのため191万円を計上させていただいたところでございます。

歳出合計、既定額 5 億7,485万円、補正額4,157万8,000円、計 6 億1,642万8,000円。

簡易水道事業特別会計は以上でございます。

続きまして、37ページをお開きください。

平成28年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算、予算総則。

平成28年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,060万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,949万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月8日。小笠原村長職務代理人、小笠原村副村長、渋谷正昭。

38ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入の款項ごとの補正内訳でございます。

次の39ページに歳出の補正内訳がございます。

続きまして、39の2、39の3ページをお開きください。

第1 歳入歳出予算補正。

歳入歳出の款ごとの補正総括でございます。

続きまして、39の4、39の5ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の1,060万3,000円につきましては、繰越金を計上したものでございます。

歳入合計、既定額5,889万2,000円、補正額1,060万3,000円、計6,949万5,000円。

歳入につきましては以上でございます。

39の6、39の7ページをお開きください。

歳出でございます。

基金積立金、基金積立金、介護給付費準備基金積立金、積立金の871万円につきましては、介護給付費準備基金積立金の増額分を計上したものでございます。

諸支出金、償還金及還付金、国庫支出金返納金、償還金利子及割引料の8万7,000円につきましては、平成27年度の介護給付費負担金、地域支援事業費負担金の返納金に要する経費を計上したものでございます。

目、都支出金返納金、償還金利子及割引料の52万7,000円につきましては、同じく平成27年度介護給付費の、こちら東京都の負担金、それから平成27年度の地域支援事業交付金の返納金に要する経費を計上させていただいております。

目、支払基金支出金返納金、償還金利子及割引料の93万9,000円につきましては、介護給付費交付金、地域支援事業交付金の返納金に要する経費を計上させていただいております。

項、繰出金、一般会計繰出金、繰出金の34万円につきましては、平成25年度分の繰り戻し必要分が生じておりました。その必要額34万円を計上させていただいたところでございます。

歳出合計、既定額5,889万2,000円、補正額1,060万3,000円、計6,949万5,000円。

続きまして、42ページをお開きください。

平成28年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算、予算総則。

平成28年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ26万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,459万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月8日。小笠原村長職務代理人、小笠原村副村長、渋谷正昭。

43ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入の款項ごとの補正内訳でございます。

次の44ページに歳出の内訳がございます。

続きまして、44の2、44の3ページをお開きください。

第1 歳入歳出予算補正。

歳入歳出の款ごとの総括でございます。

続きまして、44の4、44の5ページをお開きください。

繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の26万2,000円につきましては、繰越金を計上したものでございます。

歳入合計、既定額1億7,433万2,000円、補正額26万2,000円、計1億7,459万4,000円。

続きまして、44の6、44の7ページをお開きください。

歳出でございます。

諸支出金、繰出金、一般会計繰出金、繰出金の26万2,000円につきましては、一般会計繰出金を計上したものでございます。一般会計に繰り出した上で基金に積み立てを実施いたします。

歳出合計、既定額1億7,433万2,000円、補正額26万2,000円、計1億7,459万4,000円。

介護保険特別会計につきましては以上でございます。

続きまして、47ページをお開きください。

平成28年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算、予算総則。

平成28年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,478万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億6,170万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年9月8日。小笠原村長職務代理人、小笠原村副村長、渋谷正昭。

48ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入の款項ごとの補正内訳でございます。

次の49ページに歳出の内訳がございます。

続きまして、50ページをお開きください。

第2表 地方債補正。

起債の目的、地域し尿処理施設整備債。補正前と補正後で変更がございますのが限度額でございます。1億5,680万円から1億4,070万円、1,610万円のマイナスでございます。

続きまして、50の2、50の3ページをお開きください。

第1 歳入歳出予算補正。

款ごとの総括でございます。

50の4、50の5ページをお開きください。

国庫支出金、国庫補助金、地域し尿処理施設整備国庫補助金、地域し尿処理施設整備費のマイナス1,791万9,000円につきましては、地域し尿処理施設整備費減額分を計上したものでございます。

繰入金、繰入金、繰入金、一般会計繰入金のマイナス181万9,000円につきましては、一般会計繰入金減額分を計上したものでございます。

繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の104万9,000円につきましては、繰越金を計上したものでございます。

村債、村債、地域し尿処理施設整備債の地域し尿処理施設整備債のマイナス1,610万円に

つきましては、地域し尿処理施設整備債減額分を計上したものでございます。

歳入合計、既定額 3 億9,649万5,000円、補正額マイナス3,478万9,000円、計 3 億6,170万6,000円。

50の6、50の7ページをお開きください。

歳出でございます。

建設改良費、建設改良費、建設改良費、旅費のマイナス47万9,000円、需用費のマイナス42万3,000円、工事請負費のマイナス3,493万6,000円、計マイナス3,583万8,000円につきましては、地域し尿処理施設整備費の減額分の計上をしたものでございます。

母島のし尿処理場の機械設備の更新に当たりまして、機器類の劣化状況の再点検を行いました結果、更新内容を見直す必要が生じまして、点検を行うことによって、まだ更新が必要ないというところが発見されましたことから、この下水道事業会計の振興事業でございますけれども、減額が可能となったことから減額をさせていただいております。

その減額分を、先ほどご説明いたしました簡易水道事業の事業費の増額分と振り替えたところでございます。補助率は同じですけれども、東京都の支出金があるものとなないものがございまして、必ずしもイコールとはなってございません。

諸支出金、繰出金、一般会計繰出金、繰出金の104万9,000円につきましては、一般会計繰出金の増額分を計上したものでございます。他会計と同様に、一般会計に繰り出した上で基金への積み立てを行います。

歳出合計、既定額 3 億9,649万5,000円、補正額マイナス3,478万9,000円、計 3 億6,170万6,000円。

下水道事業特別会計につきましては以上でございます。

続きまして、53ページをお開きください。

平成28年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算、予算総則。

平成28年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ61万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,076万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月8日。小笠原村長職務代理人、小笠原村副村長、渋谷正昭。

続きまして、54ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入の款項ごとの補正内訳でございます。

次の55ページに歳出の内訳がございます。

続きまして、55の2、55の3ページをお開きください。

第1 歳入歳出予算補正。

歳入歳出補正の款ごとの総括でございます。

55の4、5ページをお開きください。

繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の61万6,000円につきましては、繰越金を計上したものでございます。

歳入合計、既定額2,015万3,000円、補正額61万6,000円、計2,076万9,000円。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

諸支出金、繰出金、一般会計繰出金、繰出金の61万6,000円につきましては、一般会計繰出金を計上したものでございます。一般会計に繰り出しを行いました上で、基金への積み立てを行います。

歳出合計、既定額2,015万3,000円、補正額61万6,000円、計2,076万9,000円。

説明につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（池田 望君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。よろしいですか。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。議案第40号から議案第45号までの議案6件を一括して採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第40号から議案第45号までに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(池田 望君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(池田 望君) 日程第15、議案第46号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長職務代理者副村長、渋谷君。

○村長職務代理者副村長(渋谷正昭君) 議案第46号 公有水面埋立てに対する意見について(案)。

上記の議案を提出する。

平成28年9月8日。提出者、小笠原村長職務代理者、小笠原村副村長、渋谷正昭。

(提案理由)

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第3条第1項の規定により、東京都知事より意見を求められたので意見を申し述べたく、同条第4項の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。

詳細については担当課長より説明させます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(池田 望君) 総務課長、セーボレー君。

○総務課長(セーボレー孝君) 次の57ページをお開きください。

公有水面埋立てに関する意見について(案)。

父島二見港港湾区域内公有水面埋立てについて、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第3条第1項の規定により、東京都知事代理副知事安藤立美より意見を求められたので、下記のとおり意見を申し述べたく、同条第4項の規定により、議会の議決を求める。

記。

平成28年7月4日付28港島管第163号をもって意見を求められた東京都知事舛添要一の出席にかかる二見港港湾区域内公有水面埋立てについては、異存がない。

次の58ページに公有水面埋立ての概要、59ページに一般平面図を添付しておりますので、参考にしてください。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第46号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第16、議案第47号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長職務代理者副村長、渋谷正昭君。

○村長職務代理者副村長（渋谷正昭君） 議案第47号 清瀬配水池建替工事請負契約の締結について（案）。

上記の議案を提出する。

平成28年9月8日。提出者、小笠原村長職務代理者、小笠原村副村長、渋谷正昭。

（提案理由）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和54年条例第24号）第2条の規定により、議会の議決に付す必要があるためでございます。

詳細については担当課長より説明させます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） 62ページをお開きください。

清瀬配水池建替工事請負契約の締結について（案）でございます。

清瀬配水池建替工事施工のため次のとおり工事請負契約を締結する。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の2割以内において変更することができる。  
記。

- 1、契約の目的、老朽化した清瀬配水池建替のためでございます。
- 2、契約件名、清瀬配水池建替工事。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、1億6,740万円。
- 5、契約の相手、株式会社ベルテクノ東京支店。

次のページに契約に関する資料を添付してございます。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（池田 望君） 提案者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。よろしいですか。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第47号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎認定第1号から認定第9号までの上程、説明、委員会付託

○議長（池田 望君） 日程第17、認定第1号から日程第25、認定第9号までの認定9件を一

括議題とします。

なお、各会計の款別の金額の読み上げは省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(池田 望君) 異議なしと認め、認定9件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長職務代理者副村長、渋谷正昭君。

○村長職務代理者副村長(渋谷正昭君) 認定第1号から認定第9号までを一括して提出させていただきます。

認定第1号は平成27年度小笠原村一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号は平成27年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号は平成27年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号は平成27年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号は平成27年度小笠原村介護保険(保険事業勘定)特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号は平成27年度小笠原村介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号は平成27年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号は平成27年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号は平成27年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

それぞれについて認定されたい。

平成28年9月8日。提出者、小笠原村長職務代理者、小笠原村副村長、渋谷正昭。

詳細については担当課長より説明させます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(池田 望君) 財政課長、江尻君。

○財政課長(江尻康弘君) それでは、ご説明いたします。

製本された小笠原村決算、または先ほどA3の資料のほうをお配りしてございますけれども、こちらのほうをご覧いただければと思います。

まず、製本されたほうで説明を進めさせていただきます。

4ページ、5ページをお開きください。

平成27年度の小笠原村決算の総括表でございます。

小笠原村の平成27年度決算は、歳入決算額、各会計合計でございますけれども、60億

4,532万3,226円となっております。これは昨年と比較いたしまして3億201万4,530円の増額でございます。また、歳出決算額につきましては、58億2,440万2,145円、こちらは前年度と比較いたしまして1億6,613万499円の増となっております。

差し引き残額でございますけれども、合計で2億2,092万1,081円、これは前年度比1億3,588万4,031円の増額でございます。

前年度と比較いたしますと、簡易水道事業特別会計における整備事業費が減額とはなってございますけれども、一般会計におきまして各施設の新築改修事業費、また補助事業費の増がございました。また国民健康保険特別会計におきまして、保険給付費の伸び等に伴いまして、歳入歳出決算ともに増額という形になってございます。

続きまして、各会計につきましてご説明をさせていただきます。

6、7ページをお開きください。

まず、一般会計の歳入決算書でございます。

款、村税から、次のページ村債までの20款、歳入合計、収入済額は46億437万5,700円、前年度比5億8,815万1,510円でございます。

続きまして、一般会計の歳出でございます。

10ページ、11ページでございますけれども、議会費から、次のページです、予備費までの12款、歳出合計、支出済額は44億854万3,506円、前年度比4億6,126万5,740円の増でございます。

歳入歳出差し引き残額は1億9,583万2,194円、前年度比1億2,688万5,770円の増でございます。

14ページ、15ページで、国民健康保険特別会計の歳入決算書がございます。

歳入につきましては、国民健康保険税から諸収入までの12款、歳入合計、収入済額が3億9,281万7,772円、前年度比5,157万6,750円の増でございます。

次のページでございますが、国民健康保険特別会計の歳出の決算書でございます。

総務費から予備費までの10款、歳出合計、支出済額は3億9,281万7,772円、前年度比5,457万7,633円の増でございます。

歳入歳出の差し引き残額が0円、前年度比は300万883円の減でございます。

続きまして、18、19ページでございますけれども、平成27年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入決算書でございます。

分担金及負担金から村債までの9款、歳入合計、収入済額が5億6,088万3,651円、前年度

比は 2 億8,826万4,294円の大幅な減でございます。

20、21ページをお開きください。

平成27年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳出決算書でございます。

総務費から予備費までの 5 款、歳出合計、支出済額が 5 億5,706万4,407円、前年度比はマイナス 2 億9,166万6,413円、こちらも大幅な減でございます。

歳入歳出差し引き残額は381万9,244円、340万2,119円の増でございます。

続きまして、22、23ページをお開きください。

平成27年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入決算書。

事業収入から諸収入までの 4 款、歳入合計、収入済額315万5,868円、前年度比509万8,654円の減でございます。

24、25ページをお開きください。

平成27年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳出決算書。

総務費から予備費までの 3 款、歳出合計、支出済額315万5,868円、前年度比450万7,150円の減でございます。

歳入歳出差し引き残額が 0 円、前年度比59万1,504円の減でございます。

26、27ページをお開きください。

平成27年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入決算書。

保険料から村債までの11款、歳入合計、収入済額が7,412万3,271円、前年度比115万8,291円の減でございます。

28、29ページをお開きください。

平成27年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳出決算書。

総務費から予備費までの 8 款、歳出合計、支出済額は5,670万4,592円、前年度比831万9,085円のマイナスでございます。

歳入歳出差し引き残額1,741万8,679円、前年度比716万794円の増でございます。

30、31ページをお開きください。

平成27年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入決算書。

サービス収入から諸収入までの 5 款、歳入合計、収入済額が 1 億5,339万1,602円、前年度比215万9,251円の増でございます。

32、33ページをお開きください。

平成27年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳出決算書。

総務費から予備費までの4款、歳出合計、支出済額1億5,286万9,252円、前年度比321万8,784円。

歳入歳出差し引き残額52万2,350円、前年度比105万9,533円の減でございます。

34ページをお開きください。

平成27年度小笠原村下水道事業特別会計歳入決算書。

分担金及負担金から村債までの7款、歳入合計、収入済額2億1,383万8,241円、前年度比3,694万8,060円の減でございます。

36ページをお開きください。

平成27年度小笠原村下水道事業特別会計歳出決算書でございます。

総務費から予備費までの5款、歳出合計、支出済額2億1,174万757円、前年度比3,883万346円の減でございます。

歳入歳出差し引き残額209万7,484円、前年度比188万2,286円の増でございます。

38ページをお開きください。

平成27年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入決算書。

分担金及負担金から村債までの8款、歳入合計、収入済額2,071万3,004円、前年度比246万9,446円の減でございます。

40ページをお開きください。

平成27年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳出決算書。

総務費から予備費までの5款、歳出合計、支出済額1,948万1,874円、前年度比367万4,428円の減でございます。

歳入歳出差し引き残額123万1,130円、前年度比120万4,982円の増でございます。

42ページをお開きください。

平成27年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入決算書。

後期高齢者医療保険料から諸収入までの4款、歳入合計、収入済額2,202万4,117円、前年度比593万4,286円の減でございます。

44、45ページをお開きください。

平成27年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳出決算書。

総務費から予備費までの6款、歳出合計、支出済額2,202万4,117円、前年度比593万4,286円。

歳入歳出差し引き残額は0円、こちらは前年同様でございます。

説明につきましては以上です。

この製本された決算書の中には、これ以降各会計歳入歳出事項別総括表、実質収支に関する調書、財産に関する調書、また小笠原村決算概要、主要な施策の成果報告書を資料としてお配りをさせていただいているところがございます。

決算の認定につきまして、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(池田 望君) 稲垣 勇君。

○6番(稲垣 勇君) 動議を提出いたします。

平成27年度小笠原村各会計歳入歳出決算の認定につきましては、平成27年度決算特別委員会を設置し、同委員会に付託され審査されることを提案いたします。

○議長(池田 望君) ただいま稲垣議員から動議が提出されました。この動議を議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(池田 望君) 異議なしと認めます。

平成27年度決算特別委員会設置の動議を議題といたします。

要綱(案)はお手元に配付してあります。

朗読は省略いたします。

本件は、動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(池田 望君) 異議なしと認めます。

平成27年度決算特別委員会設置及び平成27年度小笠原村各会計歳入歳出決算の認定については、同委員会に付託することに決定いたしました。

委員は、お手元に配付してあります名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(池田 望君) 異議なしと認め、委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

お諮りします。

平成27年度決算特別委員会を招集するため、暫時休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(池田 望君) 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

(午後3時51分)

---

○議長(池田 望君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後4時10分)

---

◎決算特別委員会報告

○議長(池田 望君) 平成27年度決算特別委員会から報告があります。

稲垣 勇君。

○6番(稲垣 勇君) ご報告いたします。

平成27年度決算特別委員会において、私、稲垣 勇が委員長に、清水良一君が副委員長に選出されましたのでご報告いたします。

---

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(池田 望君) 続きまして、日程第26、諮問第1号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長職務代理者副村長、渋谷君。

○村長職務代理者副村長(渋谷正昭君) 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成28年9月8日。提出者、小笠原村長職務代理者、小笠原村副村長、渋谷正昭。

記。

東京都小笠原村父島字西町、南 美幸。

よろしく願いいたします。

○議長(池田 望君) これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

(挙手する者なし)

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

諮問第1号を異議なしと答申することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は異議なしで答申することに決定いたしました。

---

◎発議第3号の上程、説明、採決

○議長（池田 望君） 日程第27、発議第3号を議題とします。

会議規則第122条の規定により、議員の派遣についてお諮りします。

事務局長に内容を説明させます。

○事務局長（大津 源君） 議員の派遣について（案）。

次のとおり議員を派遣する。

1、南鳥島行政視察。

派遣目的は、防衛関連施設の実態を把握するためでございます。

派遣場所は、南鳥島でございます。

派遣期間は、平成28年9月28日水曜日、天候不良の場合は9月30日金曜日となります。

派遣議員は、池田議長をはじめ議員7名でございます。

2、「平成28年度東京都島しょ町村議会議員セミナー」出席。

派遣目的は、東京都の島しょ町村議会議員が一堂に集まり、離島が抱える課題について情報交換を行い、今後の対応策や地域振興を目指す政策について学ぶためでございます。

派遣場所は、三宅村でございます。

派遣期間、平成28年10月2日から10月4日まで、セミナーは10月3日でございます。

派遣議員は、池田議長をはじめ議員7名でございます。

3、意見書提出。

派遣目的、世界自然遺産地域を有する全8町村合同で、環境省に「世界自然遺産の保全管理にかかる全国的な予算枠拡大を求める意見書」を提出し、要望活動を行うこととさせていただきます。

派遣場所、環境省でございます。

派遣期間、平成28年11月9日水曜日でございます。

派遣議員は、池田議長及び一木議員でございます。

以上でございます。

○議長（池田 望君） 事務局長の説明が終わりました。

ただいまの説明のとおり、議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、発議第3号は原案のとおり決定いたしました。

---

◎閉会中の継続調査の申し出

○議長（池田 望君） 次に、議会運営委員会、総務委員会、小笠原航空路開設推進特別委員会、硫黄島調査特別委員会及び平成27年度決算特別委員会の所管事務及び調査中の事件について、各委員長から閉会中の継続調査の申し出があります。

本件は、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

よって、本件は申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

---

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（池田 望君） 以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、平成28年第3回小笠原村議会定例会を閉会します。

どうもありがとうございました。

（午後4時15分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年 月 日

議 長 池 田 望

副 議 長 杉 田 一 男

署 名 議 員 清 水 良 一

署 名 議 員 安 藤 重 行

# 議案等審議結果表

### 第 3 回 定 例 会 議 案 等 審 議 結 果 表

提出月日（平成 28 年 9 月 8 日）

議決月日（平成 28 年 9 月 9 日）

議案番号	件 名	審議結果
報告第 5 号	平成 28 年度小笠原村一般会計補正予算（第 2 号） （専決処分）	原案承認
報告第 6 号	出資法人の経営状況について	報告
報告第 7 号	平成 27 年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足 比率の報告について	報告
議案第 35 号	非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 36 号	小笠原村保育の必要性の認定基準に関する条例 （案）	原案可決
議案第 37 号	小笠原村保育所条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 38 号	小笠原村母島保育所条例の一部を改正する条例 （案）	原案可決
議案第 39 号	平成 28 年度小笠原村一般会計補正予算（第 3 号） （案）	原案可決
議案第 40 号	平成 28 年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予 算（第 1 号）（案）	原案可決
議案第 41 号	平成 28 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予 算（第 2 号）（案）	原案可決
議案第 42 号	平成 28 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特 別会計補正予算（第 1 号）（案）	原案可決
議案第 43 号	平成 28 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業 勘定）特別会計補正予算（第 1 号）（案）	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第44号	平成28年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算 (第1号) (案)	原案可決
議案第45号	平成28年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算 (第1号) (案)	原案可決
議案第46号	公有水面埋立てに対する意見について (案)	原案可決
議案第47号	清瀬配水池建替工事請負契約の締結について (案)	原案可決
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	答申
発議第3号	議員の派遣について (案)	原案決定

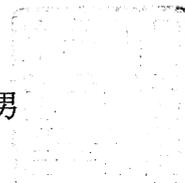
別

冊

28小笠原総第858号  
平成28年8月26日

小笠原村議会議長  
池田 望 殿

小笠原村長  
森 下 一 男



平成28年第3回小笠原村議会定例会の招集について（通知）

本日、別紙写しのとおり、平成28年第3回小笠原村議会定例会を招集する  
告示をしたので、通知いたします。

## 小笠原村告示第12号

平成28年第3回小笠原村議会定例会を下記のとおり招集する。

平成28年8月26日

小笠原村長 森 下 一 男



### 記

- 1 期 日 平成28年9月8日
- 2 場 所 小笠原村議会議事堂

28小笠原議第84号  
平成28年8月26日

議 員 各 位

小笠原村議会  
議長 池 田 望

平成28年第3回小笠原村議会定例会の招集について

平成28年8月26日付28小笠原総第858号により、平成28年小笠原村告示第9号をもって、平成28年9月8日、平成28年第3回小笠原村議会定例会を招集する旨の通知があったので通知します。

なお、会議時間は小笠原村議会会議規則第9条第1項の規定により、午前10時開会といたします。

記

- 1 開催日時 平成28年9月8日 (木) 午前10時
- 2 開催場所 小笠原村議会議事堂

28小笠原総第882号  
平成28年8月31日

小笠原村議会議長  
池田 望 殿

小笠原村長  
森 下 一 男



専決した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決した  
下記事件を、同条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

報告第5号      平成28年度小笠原村一般会計補正予算（第2号）（専決処分）

28小笠原総第883号  
平成28年8月31日

小笠原村議会議長  
池田 望 殿

小笠原村長  
森 下 一 男



出資法人の経営状況について（報告）

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

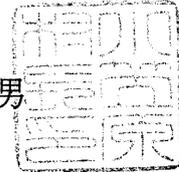
記

報告第6号 出資法人の経営状況について

28小笠原総第927号  
平成28年9月7日

小笠原村議会議長  
池田 望 殿

小笠原村長  
森 下 一 男



平成27年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、及び第22条第1項の規定に基づき、平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率を下記のとおり報告します。

記

報告第7号 平成27年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

28小笠原総第884号  
平成28年8月31日

小笠原村議会議長  
池田 望 殿

小笠原村長  
森 下 一 男



### 議案の送付について

平成28年第3回小笠原村議会定例会に提出するため、下記議案を送付します。

### 記

- 議案第35号 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (案)
- 議案第36号 小笠原村保育の必要性の認定基準に関する条例 (案)
- 議案第37号 小笠原村保育所条例の一部を改正する条例 (案)
- 議案第38号 小笠原村母島保育所条例の一部を改正する条例 (案)
- 議案第39号 平成28年度小笠原村一般会計補正予算 (第3号) (案)
- 議案第40号 平成28年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) (案)
- 議案第41号 平成28年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算 (第2号) (案)
- 議案第42号 平成28年度小笠原村介護保険 (保険事業勘定) 特別会計補正予算 (第1号) (案)
- 議案第43号 平成28年度小笠原村介護保険 (介護サービス事業勘定) 特別会計補正予算 (第1号) (案)
- 議案第44号 平成28年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算 (第1号) (案)
- 議案第45号 平成28年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算 (第1号) (案)
- 議案第46号 公有水面埋立てに関する意見について (案)

28小笠原総第921号  
平成28年9月6日

小笠原村議会議長  
池田 望 殿

小笠原村長  
森 下 一 男



議案の送付について

平成28年第3回小笠原村議会定例会に提出するため、下記議案を送付します。

記

議案第47号 清瀬配水池建替工事請負契約の締結について (案)

28小笠原総第885号  
平成28年8月31日

小笠原村議会議長  
池田 望 殿

小笠原村長  
森 下 一 男



人権擁護委員の推薦に係る諮問について

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、下記のとおり送付します。

記

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

28小笠原議第85号  
平成28年8月26日

小笠原村長  
森 下 一 男 殿

小笠原村議会  
議長 池 田 望

### 説明員の出席要求について

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、平成28年第3回小笠原村議会定例会に平成28年1月4日付27小笠原総第1321号及び27小笠原総第1322号により通知された説明員の出席を求めます。なお、開催日時は、下記のとおりです。

### 記

- 1 開催日時 平成28年9月8日 (木) 午前10時
- 2 開催場所 小笠原村議会議事堂

28小笠原議第85号  
平成28年8月26日

小笠原村教育委員会  
教育長 松 本 隆 殿

小笠原村議会  
議長 池 田 望

説明員の出席要求について

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、平成28年第3回小笠原村議会定例会に平成28年1月6日付27小笠原教第501号により通知された説明員の出席を求めます。なお、開催日時は、下記のとおりです。

記

- 1 開催日時 平成28年9月8日 (木) 午前10時
- 2 開催場所 小笠原村議会議事堂

28小笠原総第887号  
平成28年8月31日

小笠原村議会議長  
池田 望 殿

小笠原村長  
森 下 一 男



説明員の出席について（回答）

平成28年8月26日付28小笠原議第85号により要求のありました平成28年第3回村議会定例会説明員の出席について、地方自治法第121条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 出席できない説明員  
村長 森下 一男
- 2 出席できない理由  
病気療養中のため（入院中）

28 小笠原総第 887 号の 2  
平成 28 年 8 月 31 日

小笠原村議会議長  
池 田 望 殿

小笠原村長  
森 下 一 男



説明員の出席について（回答）

平成 28 年 8 月 26 日付 28 小笠原議第 85 号により要求のありました平成 28 年第 3 回村議会定例会説明員の出欠席につきましては、下記のとおりです。

記

出 席

副村長	渋谷 正 昭
総務課長	セーボレー 孝
総務課企画政策室長	樋 口 博
財政課長	江 尻 康 弘
村民課長	村 井 達 人
医療課長	佐々木 英 樹
産業観光課長	牛 島 康 博
環境課長	深 谷 雪 雄
建設水道課長	篠 田 千鶴男
母島支所長	湯 村 義 夫

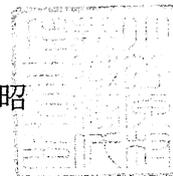
欠 席

村 長	森 下 一 男
-----	---------

28小笠原総第935号  
平成28年9月8日

小笠原村議会議長  
池田 望 殿

小笠原村長職務代理者  
小笠原村副村長 渋谷 正 昭



村長の職務代理について（通知）

小笠原村長 森下 一男 が病気療養中のため、小笠原村長の職務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定に基づき、小笠原村副村長 渋谷 正昭が代理することになりましたのでお知らせいたします。

なお、職務代理者の名称、職務代理期間及び印影は下記のとおりです。

記

- 1 名 称 小笠原村長職務代理者  
小笠原村副村長 渋谷 正 昭
- 2 代理期間 平成28年9月8日から当分の間
- 3 印 影



28小笠原総第937号  
平成28年9月8日

小笠原村議会議長  
池田 望 殿

小笠原村長職務代理者  
小笠原村副村長 渋谷 正 昭



平成28年中における村議会説明員の変更について

平成28年1月4日付28小笠原総第1321号により通知した平成28年中における村議会説明員について、本日より村長職務代理者を選任したので、下記のとおり変更いたします。

記

(変更前)

村 長

森 下 一 男

(変更後)

村長職務代理者副村長

渋谷 正 昭

28小笠原教第342号  
平成28年8月26日

小笠原村議会  
議長 池田 望 殿

小笠原村教育委員会  
教育長 松本 隆



説明員の出席について（定例会）

平成28年8月26日付28小笠原議第85号により要求のありました説明員については、以下のとおりです。

記

出席 教育長 松本 隆

出席 教育課長 持田 憲一

28小笠原総第928号  
平成28年9月7日

小笠原村議会議長  
池田 望 殿

小笠原村長  
森 下 一 男



平成27年度小笠原村各会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条の規定により、下記のとおり送付します。

記

- 1 平成27年度決算審査意見書
- 2 平成27年度小笠原村各会計歳入歳出決算書
  - 認定第1号 平成27年度小笠原村一般会計歳入歳出決算書
  - 認定第2号 平成27年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書
  - 認定第3号 平成27年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書
  - 認定第4号 平成27年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算書
  - 認定第5号 平成27年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算書
  - 認定第6号 平成27年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算書
  - 認定第7号 平成27年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算書
  - 認定第8号 平成27年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算書
  - 認定第9号 平成27年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書
- 3 平成27年度小笠原村各会計歳入歳出決算事項別明細書
- 4 平成27年度小笠原村実質収支に関する調書
- 5 平成27年度小笠原村財産に関する調書
- 6 平成27年度小笠原村決算概要 主要な施策の成果報告書

## 平成 27 年度決算特別委員会設置に関する動議

別紙の要綱（案）に基づき、平成 27 年度決算特別委員会を設置されたい。

平成 28 年 9 月 9 日

提出者 小笠原村議会議員

稲垣 勇



## 平成 27 年度決算特別委員会設置要綱（案）

### 1 名 称

平成 27 年度決算特別委員会

### 2 設置根拠

小笠原村議会委員会条例第 5 条

### 3 目 的

平成 27 年度小笠原村各会計歳入歳出決算について、その行政効果、財政構造等を大局的に見地から決算審査を行う。

### 4 委員の組織

委員は 5 名とし、委員長 1 名、副委員長 1 名を置く。

平成 27 年度決算特別委員会名簿

委員 稲垣 勇

委員 杉田一男

委員 一木重夫

委員 安藤重行

委員 清水良一

平成 28 年 9 月 2 日

小笠原村議会議長  
池田 望 様

議会運営委員会  
委員長 稲垣 勇



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 本会議の会期日程等議会の運営に関する事項

平成 28 年 9 月 8 日

小笠原村議会議長  
池田 望 様

総務委員会  
委員長 一木重夫



### 閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記の所管事務について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

### 記

#### 1 事 件 特定事件継続調査事項にかかる事件

#### 特定事件継続調査事項表

#### 総務委員会

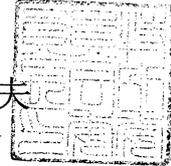
##### 1 村政全般

総合計画について  
財政について  
社会福祉について  
保健衛生について  
環境衛生について  
防災について  
教育について  
農林水産業について  
商工観光業について  
環境保全について  
土木建築について  
上下水道事業について  
宅地造成事業について  
その他

平成 28 年 9 月 9 日

小笠原村議会議長  
池田 望 様

小笠原航空路開設推進特別委員会  
委員長 一木重夫



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

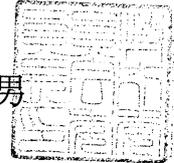
記

- 1 事 件 小笠原航空路開設の推進について

平成 28 年 9 月 8 日

小笠原村議会議長  
池田 望 様

硫黄島調査特別委員会  
委員長 杉田一男



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

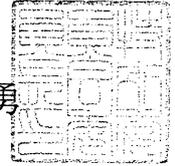
記

- 1 事 件 硫黄島についての総合的な調査・研究

平成 28 年 9 月 9 日

小笠原村議会議長  
池田 望 様

平成 27 年度決算特別委員会  
委員長 稲垣 勇



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記

1 事 件 決算の認定について



# 議 案 の 部

報告第5号

平成28年度小笠原村一般会計補正予算（第2号）（専決処分）

上記の報告を承認されたい。

平成28年9月8日

提出者 小笠原村長職務代理者

小笠原村副村長 渋谷 正 昭

## 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

平成28年度小笠原村一般会計補正予算（第2号）

（別紙）

平成28年6月27日

小笠原村長

森 下 一 男

## 専決処分理由

東京都知事選挙の執行のため、予算の増額の必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものである。

平成 2 8 年 度 小 笠 原 村

一 般 会 計 補 正 予 算

(第 2 号)

(別紙)

平成28年度小笠原村  
一般会計補正予算  
予算 算 総 則

平成28年度小笠原村一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3,461千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,074,459千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月27日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
16. 都 支 出 金		902,268	3,461	905,729
	3. 都 委 託 金	50,017	3,461	53,478
歳 入 合 計		4,070,998	3,461	4,074,459

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
02. 総務費		1,124,387	3,461	1,127,848
	04. 選挙費	6,792	3,461	10,253
歳出合計		4,070,998	3,461	4,074,459

報告第6号

出資法人の経営状況について

平成28年9月8日

提出者 小笠原村長職務代理者

小笠原村副村長 渋谷 正 昭

(提案理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告する必要があるため。

## 出資法人等経営状況報告書

### 1 法人の概要

- (1) 名 称 小笠原ラム・リキュール（株）
- (2) 目 的 ラム酒、パッション・リキュール等の製造・販売により、  
地域産業の振興及び村の活性化を図るため。
- (3) 設立年月日 平成元年12月1日
- (4) 資本金 20,000,000円（うち小笠原村18,500,000円 92.5%）
- (5) 役員 取締役3名 監査役1名 代表取締役 森 下 一 男
- (6) 事務所 東京都小笠原村父島字西町

### 2 平成27年度事業概要

平成27年度（第27期）の販売成績及び売上高は次のとおりです。

#### ・販売成績

	大 瓶	前期比	小 瓶	前期比	大瓶+小瓶	前期比
ラム酒	1,914本	△155本 △7.5%	3,636本	△1,327本 △26.7%	5,550本	△1,482本 △21.1%
無人酒	468本	455本 3500.0%	0本	△900本 △100%	468本	△445本 △48.7%
パッション・リ キュール	1,112本	△318本 △22.2%	3,049本	△79本 △2.5%	4,161本	△397本 △8.7%
合 計	3,494本	△18本 △0.5%	6,685本	△2,306本 △25.6%	10,179本	△2,324本 △18.6%
ラム酒 量り売り	245L	65L 36.4%	輸出用 ラム酒	0本	△30本 △100%	

#### ・売上高

	前 期	今 期	前期比（割合）
ラム酒	7,740,150円	5,839,400円	△1,900,750円（△24.6%）
無人酒	1,296,000円	699,450円	△596,550円（△46.0%）
パッション・リキュール	4,957,450円	4,030,780円	△926,670円（△18.7%）
2本箱及び送料	140,913円	129,326円	△11,587円（△8.2%）
合 計	14,134,513円	10,698,956円	△3,435,557円（△24.3%）

### 3 平成27年度決算書

#### (1) 貸借対照表(平成28年3月31日現在)

(単位:円)

資本の部		負債及び資本の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	13,848,563	I 流動負債	1,137,931
1 現金・預金	3,879,184	1 未払金	838,546
2 売掛金	2,693,546	2 預り金	299,385
3 製品	267,216		
4 原材料	228,935	II 資本の部	12,975,848
5 半製品	4,676,151	1 資本金	20,000,000
6 貯蔵品	2,103,125	2 剰余金(欠損金)	△7,024,152
7 未収入金	406		
II 固定資産	265,216		
1 有形固定資産	11,002		
2 無形固定資産	254,214		
合計	14,113,779	合計	14,113,779

#### (2) 損益計算書(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 営業損益の部		III 税引前当期利益	△3,628,428
1 営業収入	10,698,956		
2 売上原価	9,596,737	IV 当期利益	△3,628,428
3 期末製品棚卸高	267,216		
4 販売費及一般管理費	4,806,843	V 前期繰越損失	△3,395,724
5 営業利益	△3,437,408		
II 営業外損益の部		VI 当期未処分損失	△7,024,152
1 営業外収益	64,744		
2 営業外費用	255,764		
3 経常利益	△3,628,428		

\* この結果として、当期純利益は△3,628,428円になりました。

#### (3) 剰余金計算書

前期繰越損失 △3,395,724円

当期利益 △3,628,428円

当期末処理損失 △7,024,152円

\* 前期繰越損失額に当期利益を加え、当期末処理損出額は△7,024,152円になりました。

#### (4) 損失処分計算書

次期繰越損失 △7,024,152円

#### 4 平成28年度計画

##### (1) 事業計画

- ① 母島観光協会と共同で開発中の新商品「海底ラム酒」の販売を目指す。  
26年に仕込み、母島観光協会が海底に沈めた海底貯蔵ラム酒の販売を開始できるように、諸処の課題を解決し、新商品のラインアップ充実を図る。
- ② 内地向け販売促進の強化  
内地で経費がかからないイベントなどには積極的に参加する。  
引き続き麻布十番祭りには商品を出荷して、知名度の向上に努める。
- ③ 島民からも愛される地酒を目指す。  
ア 村内イベント時（サマーフェスティバル・年末年始・その他来島団体の歓迎イベント等）での試飲を積極的に行う。  
イ 量り売りの売り込みを強化して村内飲食店に幅広く置いてもらい、島民が口のできる機会を増やして行く。これまでのラム酒に対する島民感情の払拭に努める。

##### ④ 予算

###### 営業損益の部

###### 営業収益

売上高	ラム酒	8,500,000円	①
	無人酒	500,000円	②
	パッション・リキュール	7,000,000円	③
	計 ①+②+③	16,000,000円	④

###### 営業費用

売上原価	9,000,000円	⑤
販売費及び一般管理費	4,300,000円	⑥
計 ⑤+⑥	13,300,000円	⑦

営業利益	④-⑦	2,700,000円	⑧
------	-----	------------	---

###### 営業外損益の部

営業外収益	0円	⑨
-------	----	---

営業外費用	500,000円	⑩
-------	----------	---

営業外利益（損失）	⑨-⑩	△500,000円	⑪
-----------	-----	-----------	---

経常利益（当期利益）	⑧+⑪	2,200,000円	⑫
------------	-----	------------	---

前期繰越利益（損失）	△7,024,152円	⑬
------------	-------------	---

当期末未処分利益（損失）	⑫+⑬	△4,824,152円	⑭
--------------	-----	-------------	---

報告第7号

平成27年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

上記について監査委員の意見を付けて報告する。

平成28年9月8日

提出者 小笠原村長職務代理者

小笠原村副村長 渋谷正昭

(提案理由)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて、議会に報告する必要があるため。

## 平成27年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率報告書

<健全化判断比率>

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.0)	— (20.0)	11.2 (25.0)	— (350.0)

※ 実質赤字比率と連結実質赤字比率については、一般会計等及び公営事業会計ともに赤字ではなかったため「—」としている。

※ 将来負担比率は、将来負担しなければならない実質的な負担額が、収入が見込める額よりも少ないために「—」としている。

※ 表中( )は早期健全化基準であり、基準を超えると財政健全化計画の策定を義務付けられる。

<資金不足比率>

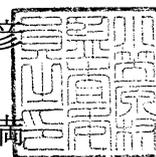
特別会計の名称	資金不足比率 (%)
簡易水道事業特別会計	—
浄化槽事業特別会計	—



28 小笠原監第 12 号  
平成 28 年 9 月 5 日

小笠原村長  
森 下 一 男 様

小笠原村代表監査委員 稲垣直彦



小笠原村監査委員 鯉江 満

平成 27 年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率審査について  
(意見書)

平成 28 年 8 月 12 日付 28 小笠原総第 800 号で審査に付された、平成 27 年度決算に係る小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率報告書について、別紙のとおり意見書を提出します。

## 平成 27 年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

### 1 審査の対象

平成 27 年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率(以下「健全化判断比率」という)及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

### 2 審査の期間

平成 28 年 8 月 24 日(水)

### 3 審査の要領

審査にあたっては、提出された健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認し、更に、これらの書類の計数が正確に表示されているか、決算書の数値等と照合を行った。

### 4 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記表の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

#### 【健全化判断比率】

(単位:%)

区 分	平成 27 年度	平成 26 年度	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	15	20
連結実質赤字比率	—	—	20	30
実質公債費比率	11.2	12.7	25	35
将来負担比率	— ※	— ※	350	

※将来負担比率は、将来負担しなければならない実質的な負担額が、収入が見込める額よりも少なかったため、「—」となっている。

## 【資金不足比率】

(単位:%)

区 分	平成 27 年度	平成 26 年度	経営健全化 基準
簡易水道事業特別会計	—	—	20
浄化槽事業特別会計	—	—	20

## (2) 個別意見

## ◇実質赤字比率について

平成 27 年度においては、実質赤字比率は発生していない。

## ◇連結実質赤字比率について

平成 27 年度においては、連結実質赤字比率は発生していない。

## ◇実質公債費比率について

平成 27 年度の実質公債費比率は、前年度より 1.5 ポイント下がり、11.2%と算出され、早期健全化基準(25%)、財政再生基準(35%)を下回っている。

## ◇将来負担比率について

平成 27 年度の将来負担比率は発生していない。

## ◇資金不足比率について

平成 27 年度の資金不足比率は、簡易水道事業特別会計及び浄化槽事業特別会計とも発生していない。

## (3) その他

実質公債費比率が下がった要因は、平成 24 年度、25 年度に村債の任意繰上償還が行われたことによる。今後は、父・母両島の児童福祉施設の整備、ごみ処理施設の整備、小笠原小中学校の整備も計画されていて、それに伴う新たな起債で、実質公債費比率が再度上昇傾向に転じないように、将来を見据えた健全な財政運営に努められたい。

議案第 35 号

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 28 年 9 月 8 日

提出者 小笠原村長職務代理者

小笠原村副村長 渋谷 正 昭

（提案理由）

非常勤の職員の報酬について、東京都最低賃金の改正動向を踏まえ、適正な水準に改正する必要性が生じたため。

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「、図書司書」を削る。

別表図書司書の項を削り、同表保健師の項中「12,500円」を「12,900円」に改め、同表看護師の項中「11,500円」を「11,900円」に改め、同表准看護師の項中「10,000円」を「10,300円」に改め、同表理学療法士の項中「11,500円」を「11,900円」に改め、同表保育士の項中「10,000円」を「10,300円」に改め、同表保育補助員の項中「8,000円」を「8,300円」に改め、同表特別支援教育補助員の項中「10,000円」を「10,300円」に改め、「8,000円」を「8,300円」に改め、同表調理員の項中「9,000円」を「9,300円」に改め、「8,000円」を「8,300円」に改め、同表医療事務員の項中「8,000円」を「8,300円」に改め、「7,200円」を「7,400円」に改め、同表介護福祉士の項中「10,000円」を「10,300円」に改め、同表介護員の項中「9,000円」を「9,300円」に改め、同表介護補助員の項中「8,000円」を「8,300円」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

議案第36号

小笠原村保育の必要性の認定基準に関する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成28年9月8日

提出者 小笠原村長職務代理者

小笠原村副村長 渋谷正昭

（提案理由）

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第3項に基づき、小学校就学前の子どもの保育必要量の認定基準について必要な事項を定める必要があるため。

## 小笠原村保育の必要性の認定基準に関する条例（案）

### （趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第3項に基づき、保育必要量の認定の基準について必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この条例において「保育必要量」とは、月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。

### （認定区分）

第3条 保育必要量の認定の区分は、法第19条第1項各号に規定するところによる。

### （認定基準）

第4条 保育必要量の認定は、家庭において必要な保育を受けることが困難であるか否か、事由、区分及び優先利用に基づき行う。

2 保育必要量の認定における「事由」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 就労
- (2) 妊娠又は出産
- (3) 保護者の疾病又は障害
- (4) 同居又は長期入院等をしている親族の介護又は看護
- (5) 災害復旧
- (6) 求職活動
- (7) 就学
- (8) 虐待のおそれ又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難である
- (9) 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- (10) 前各号に類する事由であると村長が認める場合

3 保育必要量の認定における「区分」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 保育標準時間 保育必要量として1日11時間までの利用に対応するものをいう。

(2) 保育短時間 保育必要量として1日8時間までの利用に対応するものをいう。

4 保育必要量の認定における「優先利用」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) ひとり親家庭
  - (2) 生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）
  - (3) 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
  - (4) 虐待のおそれや配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難である場合又はその他社会的養護の必要性がある場合
  - (5) 子どもが障害を有する場合
  - (6) 育児休業明け
  - (7) 兄弟姉妹（多胎児を含む。）が同一の保育所等の利用を希望する場合
  - (8) 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童
  - (9) その他村長が定める場合
- （保育必要量の認定）

第5条 前条の規定により、子どものための教育・保育給付を受けようとする保護者が、家庭において必要な保育を受けることが困難ではない場合には、法第19条第1項第1号に規定する保育必要量の認定を行うものとする。

2 前条の規定により、子どものための教育・保育給付を受けようとする保護者が、家庭において必要な保育を受けることが困難である場合には、その事由、区分、優先利用の状況により、法第19条第1項第2号又は第3号に規定する保育必要量の認定を行うものとする。

（認定期間）

第6条 保育必要量の認定期間は、次のとおりとする。ただし、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合には、当該認定の期間は満了するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号又は第2号に該当する場合は小学校就学の始期に達するまでの期間
- (2) 法第19条第1項第3号に該当する場合は満3歳に達するまでの期間

2 前項各号の規定にかかわらず、第4条第2項第6号に該当する場合の

期間は、90日とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、保育必要量の認定の基準に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(適用)

2 この条例施行の際現に教育・保育施設に入園中の児童については、その状況を確認し、速やかに子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に規定する保育必要量の認定をするものとする。

議案第 37 号

小笠原村保育所条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 28 年 9 月 8 日

提出者 小笠原村長職務代理者

小笠原村副村長 渋谷 正 昭

（提案理由）

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の改正に伴い、保育の実施の決定条件に保育の必要性の認定基準に該当することを加える必要が生じたため。

## 小笠原村保育所条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村保育所条例（昭和53年3月24日条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「保育の実施を希望する保護者は、」の前に「小笠原村保育の必要性の認定基準に関する条例（平成28年小笠原村条例第▼号）第5条の認定を受けた」を加え、同条後段を削る。

別表（第6条関係）備考第5項中「等（注1）」を削る。

別表（第6条関係）備考第7項後段を削る。

### 附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

議案第38号

小笠原村母島保育所条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成28年9月8日

提出者 小笠原村長職務代理者

小笠原村副村長 渋谷正昭

（提案理由）

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正に伴い、保育の実施の決定条件に保育の必要性の認定基準に該当することを加える必要が生じたため。

## 小笠原村母島保育所条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村母島保育所条例（平成12年9月21日条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「保育の実施を希望する保護者は、保育所入所申込書を村長に提出し、保育の実施の決定を受けなければならない。」の前に「小笠原村保育の必要性の認定基準に関する条例(平成28年小笠原村条例第▼号)第5条の認定を受けた」を加える。

第6条中「なお、既納の保育料は還付しないものとする。」を削る。

### 附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

議案第39号

平成28年度小笠原村一般会計補正予算（第3号）（案）

上記の議案を提出する。

平成28年9月8日

提出者 小笠原村長職務代理者

小笠原村副村長 渋谷正昭

平成 2 8 年 度 小 笠 原 村

一 般 会 計 補 正 予 算

(第 3 号)

(別紙)

平成28年度小笠原村  
一般会計補正予算  
予算 算 総 則

平成28年度小笠原村一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 287,605千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,362,064千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年9月8日

小笠原村長職務代理者

小笠原村副村長 渋谷正昭

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
10. 地方特例交付金		639	△371	268
	1. 地方特例交付金	639	△371	268
11. 地方交付税		1,351,646	184,298	1,535,944
	1. 地方交付税	1,351,646	184,298	1,535,944
15. 国庫支出金		313,162	1,901	315,063
	2. 国庫補助金	254,614	1,901	256,515
16. 都支出金		905,729	848	906,577
	2. 都補助金	825,798	848	826,646
18. 寄附金		1,701	2,000	3,701
	1. 寄附金	1,701	2,000	3,701
19. 繰入金		329,419	1,927	331,346
	1. 特別会計繰入金	4,660	1,927	6,587
20. 繰越金		22,833	98,267	121,100
	1. 繰越金	22,833	98,267	121,100
21. 諸収入		65,283	235	65,518
	6. 雑収入	52,452	235	52,687
22. 村債		106,700	△1,500	105,200
	1. 村債	106,700	△1,500	105,200
歳入合計		4,074,459	287,605	4,362,064

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
02. 総務費		1,127,848	3,102	1,130,950
	01. 総務管理費	1,050,433	3,102	1,053,535
03. 民生費		661,890	17,505	679,395
	01. 社会福祉費	444,901	17,505	462,406
04. 衛生費		983,683	1,499	985,182
	01. 保健衛生費	585,124	500	585,624
	02. 清掃費	340,742	△1,819	338,923
	03. 上水道費	57,817	2,818	60,635
07. 土木費		217,967	601	218,568
	03. 河川費	12,392	601	12,993
08. 消防費		10,169	236	10,405
	01. 消防費	10,169	236	10,405
09. 教育費		276,613	1,447	278,060
	01. 教育総務費	52,446	300	52,746
	05. 保健体育費	53,668	1,147	54,815
12. 諸支出金		71,935	263,215	335,150
	01. 基金費	69,383	263,347	332,730
	02. 諸費	2,552	△132	2,420
歳出合計		4,074,459	287,605	4,362,064

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 臨時財政対策債	千円 84,200	証書借入	年4%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による	千円 82,700	証書借入	年4%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による

議案第40号

平成28年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
（案）

上記の議案を提出する。

平成28年9月8日

提出者 小笠原村長職務代理者

小笠原村副村長 渋谷正昭

平成 2 8 年 度 小 笠 原 村

国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算

( 第 1 号 )

(別紙)

平成 2 8 年 度 小 笠 原 村  
国民健康保険特別会計補正予算  
予 算 総 則

平成 2 8 年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 17,039 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 397,999 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 8 年 9 月 8 日

小笠原村長職務代理者

小笠原村副村長 渋谷 正 昭

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
4. 国 庫 支 出 金		104,579	1,844	106,423
	2. 国 庫 補 助 金	21,895	1,844	23,739
11. 繰 入 金		45,899	15,195	61,094
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	45,899	15,195	61,094
歳 入	合 計	380,960	17,039	397,999

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
01. 総務費		5,164	1,869	7,033
	01. 総務管理費	5,094	1,869	6,963
02. 保険給付費		177,151	14,673	191,824
	02. 高額療養費	17,612	14,673	32,285
03. 後期高齢者支援金等		55,037	207	55,244
	01. 後期高齢者支援金等	55,037	207	55,244
06. 介護納付金		24,444	61	24,505
	01. 介護納付金	24,444	61	24,505
09. 諸支出金		304	229	533
	01. 償還金及還付金	303	229	532
歳出合計		380,960	17,039	397,999

議案第41号

平成28年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）  
（案）

上記の議案を提出する。

平成28年9月8日

提出者 小笠原村長職務代理者

小笠原村副村長 渋谷正昭

平成 2 8 年 度 小 笠 原 村

簡易水道事業特別会計補正予算

(第 2 号)

(別紙)

平成 28 年度 小笠原村  
簡易水道事業特別会計補正予算  
予 算 総 則

平成 28 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 41,578 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 616,428 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 28 年 9 月 8 日

小笠原村長職務代理者

小笠原村副村長 渋谷 正 昭

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3. 国庫支出金		203,085	17,919	221,004
	1. 国庫補助金	203,085	17,919	221,004
4. 都支出金		101,542	10,831	112,373
	1. 都補助金	101,542	10,831	112,373
6. 繰入金		85,143	2,818	87,961
	1. 繰入金	85,143	2,818	87,961
7. 繰越金		1	1,910	1,911
	1. 繰越金	1	1,910	1,911
9. 村債		89,300	8,100	97,400
	1. 村債	89,300	8,100	97,400
歳入	合計	574,850	41,578	616,428

## 歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
01. 総務費		129,740	3,830	133,570
	01. 総務管理費	129,740	3,830	133,570
02. 建設改良費		406,170	35,838	442,008
	01. 建設改良費	406,170	35,838	442,008
04. 諸支出金		16	1,910	1,926
	01. 基金費	16	1,910	1,926
歳出合計		574,850	41,578	616,428

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 簡易水道事業整備債	千円 89,300	証書借入	年4%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による	千円 97,400	証書借入	年4%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による

議案第42号

平成28年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算  
（第1号）（案）

上記の議案を提出する。

平成28年9月8日

提出者 小笠原村長職務代理者

小笠原村副村長 渋谷正昭

平成 2 8 年 度 小 笠 原 村

介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算

(第 1 号)

(別紙)

平成 2 8 年 度 小 笠 原 村  
介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算  
予 算 総 則

平成 2 8 年度小笠原村介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 10,603 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 69,495 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 8 年 9 月 8 日

小笠原村長職務代理者

小笠原村副村長 渋谷 正 昭

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
9. 繰越金		100	10,603	10,703
	1. 繰越金	100	10,603	10,703
歳入合計		58,892	10,603	69,495

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
05. 基 金 積 立 金		22	8,710	8,732
	01. 基 金 積 立 金	22	8,710	8,732
06. 諸 支 出 金		105	1,893	1,998
	01. 償 還 金 及 還 付 金	103	1,553	1,656
	02. 繰 出 金	2	340	342
歳 出 合 計		58,892	10,603	69,495

議案第43号

平成28年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計  
補正予算（第1号）（案）

上記の議案を提出する。

平成28年9月8日

提出者 小笠原村長職務代理者

小笠原村副村長 渋谷正昭

平成 2 8 年 度 小 笠 原 村

介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計補正予算

(第 1 号)

(別紙)

平成 28 年度 小笠原村  
介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計補正予算  
予 算 総 則

平成 28 年度小笠原村介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計補正予算  
(第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 262 千円 を追加し、歳入歳出予算の  
総額をそれぞれ 174,594 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳  
出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 9 月 8 日

小笠原村長職務代理者

小笠原村副村長 渋谷 正 昭

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
4. 繰 越 金		1	262	263
	1. 繰 越 金	1	262	263
歳 入 合 計		174,332	262	174,594

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
03. 諸 支 出 金		3	262	265
	01. 繰 出 金	2	262	264
歳 出 合 計		174,332	262	174,594

議案第44号

平成28年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）

上記の議案を提出する。

平成28年9月8日

提出者 小笠原村長職務代理者

小笠原村副村長 渋谷正昭

平成 2 8 年 度 小 笠 原 村

下水道事業特別会計補正予算

(第 1 号)

(別紙)

平成 28 年度 小笠原村  
下水道事業特別会計補正予算  
予 算 総 則

平成 28 年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ 34,789 千円 を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 361,706 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 28 年 9 月 8 日

小笠原村長職務代理者

小笠原村副村長 渋谷 正 昭

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3. 国庫支出金		56,160	△17,919	38,241
	1. 国庫補助金	56,160	△17,919	38,241
6. 繰入金		132,590	△1,819	130,771
	1. 繰入金	132,590	△1,819	130,771
7. 繰越金		1	1,049	1,050
	1. 繰越金	1	1,049	1,050
9. 村債		156,800	△16,100	140,700
	1. 村債	156,800	△16,100	140,700
歳入合計		396,495	△34,789	361,706

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
02. 建 設 改 良 費		112,320	△35,838	76,482
	01. 建 設 改 良 費	112,320	△35,838	76,482
05. 諸 支 出 金		1	1,049	1,050
	01. 繰 出 金	1	1,049	1,050
歳 出 合 計		396,495	△34,789	361,706

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 地域し尿処理施設整備債	千円 156,800	証書借入	年4%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による	千円 140,700	証書借入	年4%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による

議案第45号

平成28年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）

上記の議案を提出する。

平成28年9月8日

提出者 小笠原村長職務代理者

小笠原村副村長 渋谷正昭

平成 2 8 年 度 小 笠 原 村

浄化槽事業特別会計補正予算

(第 1 号)

(別紙)

平成28年度小笠原村  
浄化槽事業特別会計補正予算  
予 算 総 則

平成28年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 616 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 20,769 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月8日

小笠原村長職務代理者

小笠原村副村長 渋谷正昭

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
6. 繰 越 金		1	616	617
	1. 繰 越 金	1	616	617
歳 入 合 計		20,153	616	20,769

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
04. 諸支出金		1	616	617
	01. 繰出金	1	616	617
歳出合計		20,153	616	20,769

議案第46号

公有水面埋立てに関する意見について（案）

上記の議案を提出する。

平成28年9月8日

提出者 小笠原村長職務代理者

小笠原村副村長 渋谷正昭

（提案理由）

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、東京都知事より意見を求められたので意見を申し述べたく、同条第4項の規定により、議会の議決を必要とするため。

## 公有水面埋立てに関する意見について（案）

父島二見港港湾区域内公有水面埋立てについて、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、東京都知事代理副知事安藤立美より意見を求められたので、下記のとおり意見を申し述べたく、同条第4項の規定により、議会の議決を求める。

### 記

平成28年7月4日付28港島管第163号をもって意見を求められた東京都知事舩添要一の出願にかかる二見港港湾区域内公有水面埋立てについては、異存がない。

## 公有水面埋立ての概要

- 1 埋立て免許申請者  
東京都知事
- 2 埋立区域
  - (1) 位置  
東京都小笠原村父島字東町地先二見港港湾区域内公有水面
  - (2) 面積  
46.09㎡
- 3 埋立地の用途  
ふ頭用地
- 4 埋立てに関する工事の施行に要する期間  
工事着手の日から2年



議案第47号

清瀬配水池建替工事請負契約の締結について（案）

上記の議案を提出する。

平成28年9月8日

提出者 小笠原村長職務代理者

小笠原村副村長 渋谷正昭

（提案理由）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和54年条例第24号）第2条の規定により、議会の議決に付す必要があるため。

## 清瀬配水池建替工事請負契約の締結について（案）

清瀬配水池建替工事施工のため次のとおり工事請負契約を締結する。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の2割以内において変更することができる。

### 記

- 1 契約の目的 老朽化した清瀬配水池建替のため
- 2 契約件名 清瀬配水池建替工事
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 167,400,000 円
- 5 契約の相手 株式会社ベルテクノ 東京支店  
支店長 高崎 正彦

## 契 約 資 料

1. 件 名 清瀬配水池建替工事  
2. 工事場所 東京都小笠原村父島字清瀬 地内  
3. 工 期 平成29年9月29日  
4. 工事概要 既設配水池撤去 250 m<sup>3</sup>×1池 1式  
配水池新設 (ステンレス鋼製) 150 m<sup>3</sup>×2池 1式  
場内配管撤去及び新設 1式  
場内整備 1式  
電磁流量計設置 1式  
水位計 1式

5. 契約の相手 株式会社ベルテクノ 東京支店  
支店長 高崎 正彦

6. 契約金額 167,400,000 円

7. 入札経過

(1) 入札日 平成28年9月6日

(2) 指名業者 5業者  
株式会社ベルテクノ  
森松工業株式会社  
五洋建設株式会社  
株式会社センチュリー工業  
東亜建設工業株式会社

(3) 入札結果

	第1回入札	
株式会社ベルテクノ	155,000,000 円	落札
森松工業株式会社	157,050,000 円	

(注) 本件入札金額は、消費税抜きの金額である。  
本件入札に係る申込金額は、上記に記載してある金額に  
100分の8に相当する金額を加算したものである。

認定第1号

平成27年度小笠原村一般会計歳入歳出決算の認定について

上記について認定されたい。

平成28年9月8日

提出者 小笠原村長職務代理者

小笠原村副村長 渋谷正昭

認定第2号

平成27年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

上記について認定されたい。

平成28年9月8日

提出者 小笠原村長職務代理者

小笠原村副村長 渋谷正昭

認定第3号

平成27年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

上記について認定されたい。

平成28年9月8日

提出者 小笠原村長職務代理者

小笠原村副村長 渋谷正昭

認定第4号

平成27年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

上記について認定されたい。

平成28年9月8日

提出者 小笠原村長職務代理者  
小笠原村副村長 渋谷正昭

認定第5号

平成27年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について

上記について認定されたい。

平成28年9月8日

提出者 小笠原村長職務代理者  
小笠原村副村長 渋谷正昭

認定第6号

平成27年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について

上記について認定されたい。

平成28年9月8日

提出者 小笠原村長職務代理者  
小笠原村副村長 渋谷正昭

認定第7号

平成27年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

上記について認定されたい。

平成28年9月8日

提出者 小笠原村長職務代理者  
小笠原村副村長 渋谷正昭

認定第8号

平成27年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について

上記について認定されたい。

平成28年9月8日

提出者 小笠原村長職務代理者  
小笠原村副村長 渋谷正昭

認定第9号

平成27年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

上記について認定されたい。

平成28年9月8日

提出者 小笠原村長職務代理者  
小笠原村副村長 渋谷正昭

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成28年9月8日

提出者 小笠原村長職務代理者  
小笠原村副村長 渋谷正昭

記

東京都小笠原村父島字西町 南 美幸

平成28年9月9日

議員の派遣について（案）

次のとおり議員を派遣する。

1 南鳥島行政視察

- (1) 派遣目的 防衛関連施設の実態を把握するため
- (2) 派遣場所 南鳥島
- (3) 派遣期間 平成28年9月28日(水)  
(天候不良の場合9月30日(金))
- (4) 派遣議員 池田望、杉田一男、稲垣勇、鯉江満、一木重夫、安藤重行、清水良一

2 「平成28年度東京都島しょ町村議員セミナー」出席

- (1) 派遣目的 東京都の島しょ町村議会議員が一堂に集まり、離島が抱える課題について情報交換を行い、今後の対応策や地域振興をめざす政策について学ぶ
- (2) 派遣場所 三宅村
- (3) 派遣期間 平成28年10月2日(日)～10月4日(火)  
[セミナー：10月3日(月)]
- (4) 派遣議員 池田望、杉田一男、稲垣勇、鯉江満、一木重夫、安藤重行、清水良一

3 意見書提出

- (1) 派遣目的 世界自然遺産地域を有する全8町村合同で、環境省に「世界自然遺産の保全管理にかかる全国的な予算枠拡大を求める意見書」を提出し、要望活動を行う
- (2) 派遣場所 環境省
- (3) 派遣期間 平成28年11月9日(水)
- (4) 派遣議員 池田望、一木重夫



28 小笠原監第 11 号  
平成 28 年 9 月 5 日

小笠原村長  
森 下 一 男 様

小笠原村代表監査委員 稲垣直彦

小笠原村監査委員 鯉江 満



平成 27 年度小笠原村各会計歳入歳出決算審査について (意見書)

平成 28 年 8 月 12 日付 28 小笠原総第 800 号で審査に付された、平成 27 年度小笠原村各会計歳入歳出決算について、別紙のとおり意見書を提出します。

## 平成 27 年度小笠原村各会計歳入歳出決算審査意見書

### 第 1 審査の概要

#### 1 審査の対象

- (1) 平成 27 年度小笠原村一般会計歳入歳出決算
- (2) 平成 27 年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 平成 27 年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- (4) 平成 27 年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
- (5) 平成 27 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算
- (6) 平成 27 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算
- (7) 平成 27 年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 平成 27 年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算
- (9) 平成 27 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (10) 平成 27 年度小笠原村実質収支に関する調書
- (11) 平成 27 年度小笠原村財産に関する調書

#### 2 審査の期間

平成 28 年 8 月 24 日(水) ～ 26 日(金)

#### 3 審査の手続き

審査にあたっては、村長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、更に予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認めるその他の審査手続きを実施した。

### 第 2 審査の結果

審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算係数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りが認められなかった。

なお、下記指摘事項を踏まえ、今後の財政運営により一層努力されたい。

## 1 全般的な指摘事項

平成 27 年度の決算は、簡易水道事業特別会計における整備事業費が減額となったものの、一般会計における各種事業費の増加、国民健康保険特別会計における保険給付等の伸びに伴い、前年度と比べて歳入決算は約 3 億 2 百万円(5.3%)の増加、歳出決算は約 1 億 6 千 6 百万円(2.9%)の増加で、歳入歳出ともに前年度を上回る決算となった。また、実質収支は約 1 億 3 千 6 百万円(159.8%)の増加となった。

平成 27 年度の実質公債費率は、昨年度に引き続き、平成 24 年度、25 年度の村債任意繰上償還の効果が表れ、更に 0.5 ポイント低下し 11.2%になった。

一般会計においては、歳入決算は約 5 億 8 千 8 百万円(14.6%)の増加、歳出決算は約 4 億 6 千百万円(11.7%)の増加となり、歳入歳出とも前年度を大きく上回った。

歳入のうち村税は、個人住民税が約 9 百万円(3.5%)の増加、法人住民税が約 3 百万円(13%)の減少、固定資産税は平成 27 年度評価替えの影響及び償却資産税の減少などに伴う約 9 百万円(5.7%)の減少などが主な増減要因で、村税合計では、前年度比約 3 百万円(0.6%)の減少となった。村税の徴収率は、非常に高い水準に達しており、努力の成果が伺える。引続きこの徴収実績を維持されたい。

使用料については、老人ホーム使用料が約百万円の増加、診療所使用料が約 5 百万円の減少、建設発生土処理手数料が約 2 百万円の増加したことなどにより、前年度比合計約 2 百万円(0.6%)の減少となった。

繰入金は、前年度比 2 億千 3 百万円(297.2%)の大幅な増額となった。これは、財政調整基金を約 2 億 4 百万円取り崩し一般会計に繰り入れたためである。

歳出については、農林水産業費が農業施設の大規模施設改修及び水産施設防災力強化補助事業費の大幅増により約 2 億千 4 百万円(264.8%)の増加、土木費が道路整備事業及び維持管理事業などの増額により約 9 千 3 百万円(82.3%)の増加、教育費が施設新築・改修事業の増加に伴い約 1 億千 5 百万円(51.7%)の増加となった。これらが主な要因で、一般会計の歳出合計は前年度と比べて約 4 億 6 千百万円(11.7%)の増加となった。

歳出のうち人件費については、給与改定に伴うベースアップ及び期末勤勉手当支給月数増により、全体で約 4 百万円(0.4%)の増加となった。なお、人件費における経常収支比率は、1.5 ポイント下降し 34.0%となった。この比率が 40%を超えると財政運営が厳しくなるので引き続き留意されたい。

今後、父・母両島の児童福祉施設の整備、ごみ処理施設の整備、小中学校の整備が予定されていて、多額の借入れが想定されるため、引き続き、将来に過大な負担を残さないよう、慎重かつ計画的な財政運営に努められたい。

## 2 補助金交付（財政援助）団体について

補助金交付関係事務については、26 団体、34 補助事業について審査を行った。人件費補助団体に対する指導検査は、指導検査要領に基づき、適正に実施されている。なお、各補助金については、今後とも必要性の検証、民間との役割分担、費用対効果、補助率の適正化について十分に精査をされたい。

## 3 総括的財政状況

平成 27 年度決算状況（決算カード）を参照のこと。

# 一般質問一覧表

一 般 質 問 一 覧 表

氏 名	質 問 項 目
清水良一議員	1 各施設での節電に対する具体的施策について 2 村内交通網の将来ビジョンについて
安藤重行議員	1 選挙実施への対応について 2 防災訓練に伴った津波等緊急避難について 3 おがさわら丸に対する島民の意見集約について
稲垣 勇議員	1 蝙蝠谷農業団地の村の取り組みについて

# 小笠原村議会会議録

平成28年 第3回定例会

平成28年11月発行

編集・発行 小笠原村議会事務局

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町  
電話(04998)2-3118

印刷 株式会社 会議録研究所

電話(03)3267-6051(代表)